

ユマニテク短期大学

自己点検・評価報告書

令和 3 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	27
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	32
【基準Ⅲ】	41
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	41
[テーマ 基準ⅢA 人的資源]	42
【基準ⅢA2】	43
[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]	46
[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]	47
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	48
[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]	49
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	50
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	54
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	55
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	57
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	59

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、ユマニテク短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 12 月 14 日

理事長	大橋	正行
学長	鈴木	建生
ALO	川勝	泰介

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式4ー自己点検・
評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

〈学校法人の沿革〉

- 昭和 14 年 「ツルー洋裁学院」開設
- 昭和 24 年 各種学校 認可（愛知県）
- 昭和 37 年 「学校法人精和学園」法人認定
- 昭和 51 年 「ツルー服装専門学校」専修学校認可（学校教育法改正）
- 昭和 61 年 「ツルー服装専門学校」を「精和学園服装専門学校」に校名変更
- 平成 6 年 「精和学園服装専門学校」を「精和学園ファッション専門学校」に校名変更
- 平成 15 年 「精和学園ファッション専門学校」を「精和学園文化・ファッション専門学校」に校名変更
- 平成 16 年 「精和学園」を「あいち大橋学園」に法人名変更
- 平成 17 年 「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」開設
「精和学園文化・ファッション専門学校」を「精和総合文化専門学校」に校名変更、学園本部を名古屋市中村区名駅に変更
- 平成 22 年 「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」学科新增設
製菓製パン本科他／衛生専門課程：製菓衛生師養成施設を設置、同時に「ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更
- 平成 23 年 「ユマニテク歯科製菓専門学校」を「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更
- 平成 25 年 名古屋市中村区亀島に校地校舎取得及び同校舎改修工事
「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」付帯事業 お菓子教室 Visage（ヴィサージュ）を開設
- 平成 26 年 「精和総合文化専門学校」を名古屋西区上名古屋より名古屋市中村区亀島へ移転、入学定員を 40 名から 80 名に変更
- 平成 27 年 「精和総合文化専門学校」専門課程「ファッション専科」を廃止
「精和総合文化専門学校」を「精和高等専修学校」に校名変更
「あいち大橋学園」を「大橋学園」に法人名変更
学園本部を名古屋市中村区亀島に変更
「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」歯科衛生学科、製菓製パン本科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣（2 月 19 日）
- 平成 28 年 「ユマニテク短期大学」幼児保育学科
ユマニテク短期大学設置認可 文部科学大臣（10 月 31 日）
学校法人組織変更認可 文部科学大臣（10 月 31 日）幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得られるための学科等の課程認定 文部科学大臣（11 月 28 日）
指定保育士養成施設認定承認三重県知事（平成 29 年 3 月 31 日）
ユマニテク短期大学 開学（平成 29 年 4 月 1 日）
- 平成 29 年 ユマニテク短期大学開 学
- 平成 31 年 精和高等専修学校 学科増設
高等課程総合学科（入学定員 80 名 3 年制）に加えて、専門課程調理師専科（入学定員 40 名 2 年制）、製菓製パン本科（入学定員 80 名 2 年制）を増設認可。同時に名古屋ユマニテク調理製菓専門学校に校名変更並び 5 月 1 日から「平成」より「令和」に改元

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

(令和2年5月1日現在)

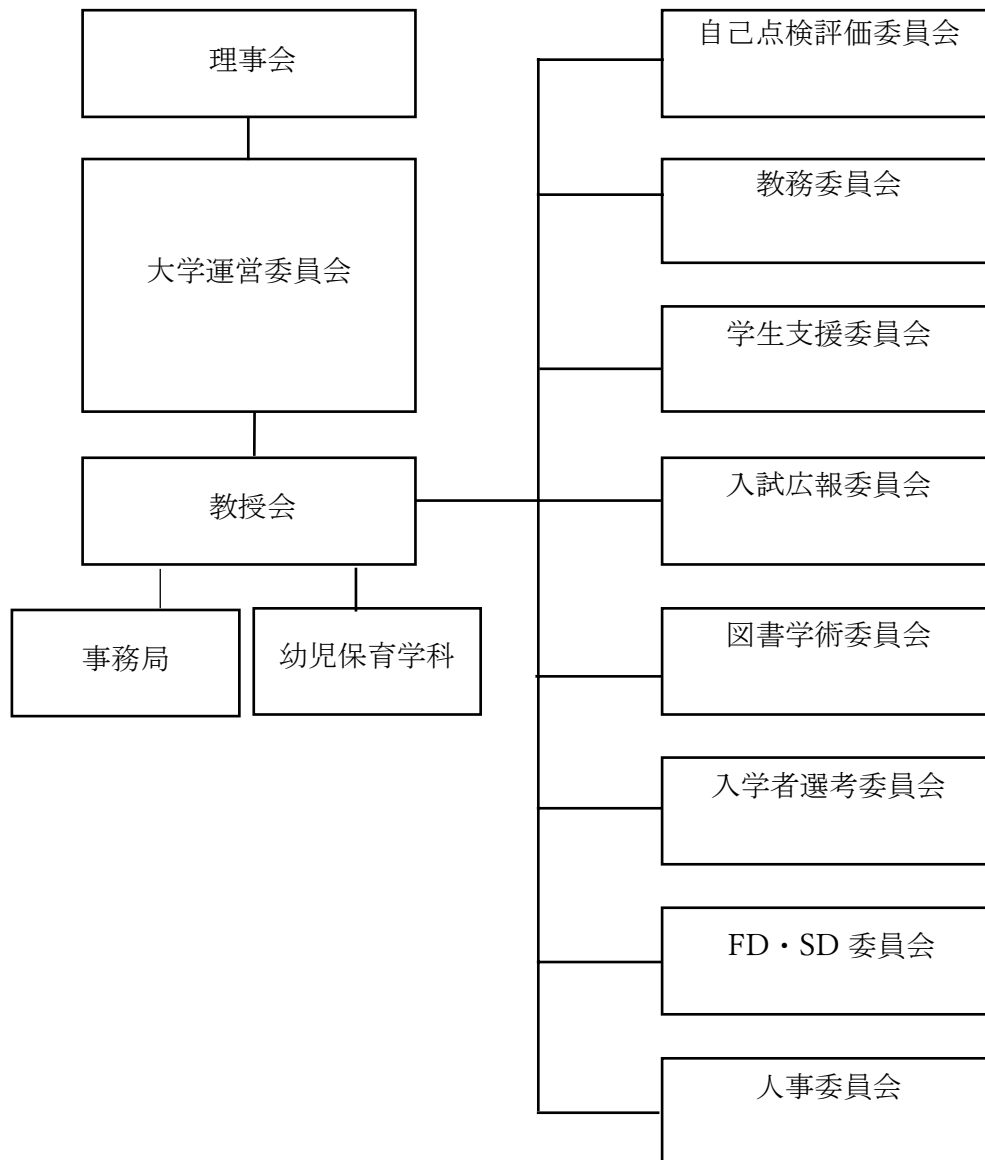
教育機関	所在地	入学定員 (名)	収容定員 (名)	在籍者数 (名)	備考
ユマニテク短期大学	三重県四日市市 南浜田町 4-21	100	200	124	
名古屋ユマニテク 歯科衛生専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区名駅 2-33-8	120	320	298	令和元年 4 月 校名・定員変更 160人→120人
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区亀島 2-6-10	120	240	181	令和元年 4 月 校名変更・定員 変更 専門課程設置
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 高等課程		80	240	177	

(3) 学校法人・短期大学の組織図

組織図

(令和 3 年 5 月 1 日現在)

ユマニテク短期大学 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

① 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺の趨勢）

四日市市は三重県北部の中心都市で、県庁所在地の津市を上回る三重県下最大の人口を擁している。

人 口 311,834 人 （令和 2 年 8 月 1 日）

世帯数 141,609 世帯（令和 2 年 8 月 1 日）

面 積 206.44 km²

② 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表） 令和 3 年度のデータを記載

地域	市・郡	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北 勢	桑名、いなべ 四日市	17	54.8	21	38.2	33	52.3	42	64.6	35	57.4
中 勢	鈴鹿、亀山 津、松阪	9	29	16	29.1	16	25.4	19	29.2	16	26.2
南 勢	伊勢、志摩	3	9.7	9	16.4	7	11.1	2	3.1	5	8.2
伊 賀	上野、名張	2	6.5	4	7.3	2	3.2	0	0	2	3.2
東紀州	尾鷲、熊野			4	7.3	0	0	1	0.2	0	0.0
県 外	愛知県他			1	1.8	5	7.9	1	0.2	3	5.0
合 計		31	100	55	100	63	100	65	100	61	100

〔注〕平成 29 年開学

認証評価を受ける前年度の令和 4 年度を起点に過去 5 年間について記載

③ 地域社会のニーズ

三重県における保育士の有効求人倍率は、1.76 倍（令和元年 1 月時点）で平成 30 年度時点に比べて増加しており、今後も増加傾向にあることが指摘されている。このような状況のなかで、三重県下における幼稚園教諭・保育士養成の教育機関は本学を含め現在 4 校（大学 1 校、短期大学 3 校）である。このうち 3 校は三重県の中南勢地区に集中しており、本学は三重県北勢地区唯一の幼稚園教諭・保育士養成の教育機関として、地域を支える次世代を社会に送り出すべく取り組みを行っている。

④ 地域社会の産業の状況

臨海部は石油コンビナートの立地により工業都市として栄え、内陸部では電気・電子関連産業や自動車関連産業などが集積し、ものづくりの中心となっている。

短期大学所在地の市区町村の全体図



(5) 課題などに対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

認証評価を初めて受けるので、前回の評価結果についての記載はできません。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

同上

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

a. 改善意見等

- (a) 理事会において決算を適切に議決していないことから、今後は適切な運営を行うこと。

(履行状況調査結果通知日：平成 31 年 3 月 28 日)

- (b) 監事の出席していない理事会及び評議会があることから、私立学校法に定める監事の職務を認識し、今後は監事出席の上で開催すること。

(履行状況調査結果通知日：平成 30 年 2 月 23 日)

(履行状況調査結果通知日：平成 31 年 3 月 28 日)

- (c) 代表権登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規程に基づき、所定の期日までに
行うこと。(履行状況調査結果通知日：平成 30 年 2 月 23 日)

- (d) 監査については、財務監査のみならず数字面の監査も必要であることを認識し、今後は数字面

の監査も行うこと。

(履行状況調査結果通知日：平成 31 年 3 月 28 日)

(e) 今後の定員充足の在り方について検討し、定員未充足の改善に取り組むこと。

(履行状況調査結果通知日：平成 30 年 2 月 23 日)

(履行状況調査結果通知日：平成 31 年 3 月 28 日)

(履行状況調査結果通知日：令和 2 年 3 月 31 日)

b. 履行状況

- (a) 令和元年 5 月 21 日に開催した平成 30 年度の決算決議理事会においては、関係諸表（計算書類等）を全て取り揃え、理事に配付・説明した上で、議決を行った。今後も同様に行っていく。
- (b) 平成 30 年 2 月 23 日に履行状況調査結果が通知され、指摘をうけた後は全ての定例理事会及び評議員会には監事に出席していただいた。今後は、私立学校法及び本法人の寄附行為に定める監事の職務を改めて認識し、全ての理事会及び評議員会についても、監事が出席できるように調整を図る。
- (c) 今回指摘をうけた代表権登記の遅延の原因は、法令に対する認識が不十分であったことにある。今後、全ての登記事項の変更は、組合等登記令を強く認識し、手続きを行っていく。
- (d) 平成 30 年度は授業評価アンケートの確認程度であったが、今回の指摘を受け、今後は教学面の監査にも注力いただくよう、監事に依頼し、法人としてもそれに協力していく。
- (e) ユマニテク短期大学幼児保育学科の定員充足の状況は下表のとおりである。
徐々に入学生数は伸びてはきているが、定員充足には及ばない。

		開設年度 平成 29 年度	2 年目 平成 30 年度	3 年目 令和元年度	4 年目 令和 2 年度	5 年目 令和 3 年度	平均
ユマニテク 短期大学 幼児保育学科	入学定員	100	100	100	100	100	—
	入学者	31	55	63	65	61	55.0
	超過率	0.31	0.55	0.63	0.65	0.61	0.55

- (f) 平成 31 年度から学生募集に係る入試広報課を独立して設置している。これによって入試広報に関して専門性をもって活動を行うようになっている。また、Z 世代に対応すべく SNS を利用した広報活動、外部の学生募集システムも導入し、効率の良い学生募集活動ができる環境を整え、徐々にではあるが成果は出てきている。
- (g) 校内の自主活動を推進するため女子バレーボール部を強化クラブに指定している。3 年目を迎え、監督が精力的に高校の指導者を訪問し、合同練習や練習試合を重ねるなど活発に活動している。高校時代にバレーボール部に所属した学生が入学するようになっており、徐々にその成果が出ている。
- (h) 高大連携協定

現在、三重県立久居高校、三重県立四日市農芸高校、三重県立桑名北高校の 3 校と高大連携協定を締結している。主に保育希望者に対し、本学教員が出張講義に出向き、高校生に対する授業や出張講義を行うことで地域の高校生たちに保育への興味関心を高め、将来の保育士の育成に努めている。このような協定は高校生にとって高等教育や専門教育を受講する貴重な機会になっているだけでなく、本学にとっても保育希望者にアプローチできる絶好の機会と捉えている。今後とも意欲ある高校との連携を推進していきたい。

(6) 高大連携事業の内容

高校と短期大学は相互の信頼関係に基づき、双方の教育等について交流・連携を行う。

① 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。

a. 短期大学による高校生を対象とした学習機会を提供すること

(例) ユマニテク短期大学の施設を利用し、公開講座やセミナー、講演会などを実施

b. 短期大学教員による高校への出張講義

c. 教職員相互の研修・交流を促進すること。

(例) 教育上の諸問題に対応する情報交換、及び研修等

d. 出前講義の積極的展開

本学教員の質とレベルを高校教員に見てもらう機会を積極的に提案し、出張講義に出向いた。

② 本学独自の奨学金制度の継続

昨年の給付型奨学金制度を継続して、早期に学生確保のための方策をとっている。本学はもとより、保育系短大希望者が選択する入試種別は 9 割以上専願の入試である。総合型選抜（旧 AO）入試、学校推薦型選抜（指定校）入試がその専願入試にあたる。その2つの入試の成績優秀者に対しての奨学金制度を 3 年前から導入し、例年好結果が出ていることを受け、今年も奨学金制度を継続している。

③ グループ校からの内部進学推進

本学の高等課程を持つグループ校は 2 校あり、内部推薦進学制度を利用して上級校へ進学する。そのグループ校の生徒、保護者への接触機会を多く持ち、内部推薦進学を勧めた結果昨年 6 名の進学者数から令和 3 年度入試では希望者が 10 名増えて 16 名になるという報告を受けている。今後も多く接触の機会を持ちグループ校への進学を促していきたい。

④ 社会人入学者増加への取り組み

少子化、18 歳人口減少の現状、また保育士のなり手不足を考えると社会人を潜在的な保育士候補ととらえ、積極的に入学を勧める取り組みを行っている。本学独自の社会人特別奨学金のみならず、厚生労働省の訓練給付への応募、ハローワークを通じた委託訓練生への応募など、応募者も年を経て増加するなど成果が上がっている。

⑤ オープンキャンパスの積極的実施

年間のオープンキャンパスを年間 9 回実施し、高校生に対して PR 活動を行っている。令和 2 年度はコロナ禍のため中止になるケースもあり、十分な成果を上げることができたとはいえなかったが、オープンキャンパスにおいては教職員、学生がボランティアとして積極的に参加し、「みんなでユマニテク短大を作っていこう」との精神で参加した高校生たちと交流を深めた。このような努力はすぐに成果が出るものではないが、先輩から後輩へ、教職員も一丸となった取り組みの成果は必ず出るものと考えられる。

令和 3 年度における参加者は前年を大きく上回る（受験対象者実人数 137 名）結果となっており、令和 3 年度入試における学生募集は前年を上回ることが期待される。

(7) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員入学者数、入学定員充足分、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

第三者評価を受ける令和 2 年度を含むデータを示す。

学科等の名称	事項	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
幼児保育 学科	入学定員	開学 前年度	100	100	100	100	100
	入学者数		31	55	63	65	61
	入学定員 充足率 (%)		31	55	63	65	61
	収容定員		100	200	200	200	200
	在籍者数		31	85	116	124	119
	収容定員 充足率 (%)		31	43	58	62	60

下記②～⑥について、第三者評価をうける前年度の令和元年度を起点とするデータを示す。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
② 卒業生数 (人)	卒業生なし	28	47	59
③ 退学者数 (人)	1	4	10	7
④ 休学者数 (人)	1	2	1	0
⑤ 就職者数 (人)	卒業生なし	26	39	53
⑥ 進学者数 (人)	卒業生なし	0	1	0

(8) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」(「大学の設置等に係わる提出書類の作成の手引き」を参照) 内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける令和 2 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要 (人)

学科名	専任教員数					設置基準で定 める教員数	短期大学全体の入 学定員に応じて定 める専任教員数	設置基準で定 める教授数
	教授	准教授	講師	助教	計			
幼児保育学科	7	3	2	0	12	11	11	3
合計	7	3	2	0	12	11	11	3

② 教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	8	0	8
技術職員	0	0	0
図書館	1	0	1
その他の職員	0	0	0
合計	9	0	9

③ 校地等

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在学生一 人当たり の面積 (㎡)	備考
校舎敷地	1,485.95 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	1,485.95 ㎡	2,000 ㎡	19.14 ㎡	
運動場用地	887.96 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	887.96 ㎡			
小計	2,373.91 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	2373.91 ㎡			
その他	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡			
合計	2,373.91 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	2,373.91 ㎡			

④ 校舎 (㎡)

区分	校舎 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他 の学校等の 専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考
校舎	3,194.79 ㎡	86.2 ㎡	1,138.8 ㎡	4,414.79 ㎡	2,000 ㎡	

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習室
6	2	1	1	0

⑥ 専任教員室

専任教員室
14

⑦ 図書・設備

学科	図書 (うち外国書)	学習雑誌 (うち外国書)	電子ジャーナル (うち外国書)	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
幼児保育学科	7,740 (68)	39 (2)	0 (0)	227	21	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	196.08 ㎡	62 席	14,220 冊
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	507.60 ㎡		

(9) 教育情報の公表について

① ユマニテク短期大学の情報の公開について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関するものの	・パンフレット ・募集要項 ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
2	卒業認定・学位授与の方針	・パンフレット ・募集要項 ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
3	教育課程編成・実施の方針	・パンフレット ・募集要項 ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
4	入学者受入れの方針	・パンフレット ・募集要項 ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
5	教育研究上の基本組織に関するもの	・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するもの	・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するもの	・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するもの	・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するもの	・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	・パンフレット ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	・パンフレット ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	・募集要項 ・ウェブサイト https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://houjin.jc-humanitec.ac.jp/information.html

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は、URL を記載してください。

(10) 公的資金の適正管理の状況（令和元年度）

科学研究費獲得に向けて、本年度規程等を整備し、研究会等も開き、申請可能な事務局体制を確立した。下記に記した規程等をもとに公的資金の適正管理を行っている。

[科研費申請に係わる規程]

- 1 ユマニテク短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系
- 2 ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
- 3 ユマニテク短期大学公的研究費使用ハンドブック
- 4 ユマニテク短期大学における研究活動及び公的研究費使用の行動規範
- 5 ユマニテク短期大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 6 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用防止計画
- 7 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用による取引停止取扱規程
- 8 誓約書、業者提出用誓約書
- 9 ユマニテク短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 10 不正行為等通報書
- 11 ユマニテク短期大学公的研究費不正防止委員会規程
- 12 ユマニテク短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程
- 13 ユマニテク短期大学公的研究費内部監査マニュアル
- 14 ユマニテク短期大学 公的研究費取扱規程
- 15 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施要項
- 16 公的研究補助金等に関わる職務権限規程

(11) 理事会・評議員会の開催状況（平成 29 年度～令和元年度）

<平成 29 年度理事会>

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員 (a)人		出席者数 (b)人	実出席率	意思表示人	
理事会	6～8人	7	平成29年3月30日	7	100%	0	2/2
		7	平成29年5月24日	6	85.7%	0	2/2
		7	平成29年11月7日	7	100%	4	0/2
		7	平成29年12月7日	7	100%	0	2/2
		7	平成30年3月19日	7	100%	3	0/2
		7	平成30年3月29日	7	100%	0	2/2
		8	平成30年5月28日	7	87.5%	0	2/2
平成29年度理事会実出席率					96.2%		

<平成 30 年度理事会>

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定 員	現 員 (a) 人		出席者数 (b) 人	実出席 率	意思表示 人	
理 事 会	6～8 人	7	平成 30 年 3 月 29 日	7	100%	0	2/2
		8	平成 30 年 5 月 28 日	7	87.5%	0	2/2
		8	平成 30 年 8 月 30 日	7	87.5%	0	2/2
		8	平成 30 年 11 月 27 日	8	100%	0	2/2
		8	平成 31 年 3 月 28 日	7	87.5%	0	2/2
		8	平成 31 年 5 月 21 日	8	100%	0	2/2
平成 30 年度理事会実出席率					90.6%		

<令和元年度理事会>

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員 (a)人		出席者数 (b)人	実出席率	意思表示 人	
評議員会	13～17人	15	平成 29 年 3 月 30 日	12	80.0%	0	0/2
		15	平成 29 年 5 月 24 日	13	86.7%	0	2/2
		15	平成 29 年 11 月 7 日	15	100%	11	0/2
		15	平成 29 年 12 月 7 日	10	66.7%	0	2/2
		15	平成 30 年 3 月 29 日	12	80.0%	0	2/2
		17	平成 30 年 5 月 28 日	15	88.2%	0	2/2
平成 29 年度評議員会実出席率					83.6%		

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員 (a)人		出席者数 (b)人	実出席率	意思表示人	
理事会	6～8人	7	平成 31 年 3 月 28 日	7	87.5%	0	2/2
		8	令和元年 5 月 21 日	8	100%	0	2/2
		8	令和元年 11 月 21 日	8	100%	0	2/2
		8	令和 2 年 3 月 26 日	7	87.5%	0	2/2
		8	令和 2 年 5 月 28 日	8	100%	0	2/2
令和元年度理事会実出席率					95.0%		

<平成29年度評議員会>

<平成30年度評議員会>

＜令和元年度評議員会＞

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員 (a)人		出席者数 (b)人	実出席率	意思表示人	
評議員会	13～17人	17	平成 31 年 3 月 28 日	15	88.2%	0	2/2
		17	令和元年 5 月 21 日	13	76.5%	0	2/2
		17	令和元年 11 月 21 日	16	94.1%	0	2/2
		17	令和 2 年 3 月 26 日	14	82.4%	0	2/2
		17	令和 2 年 5 月 28 日	14	82.4%	0	2/2
令和元年度評議員会実出席率					84.7%		

2. 自己点検・評価の組織と活動

(1) 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

令和2年度の自己点検評価委員会の構成は下記の通りである。

委員長 鈴木 建生(学長)

委員 堀 建治(学科長、ALO)

委員 田中雅章(教授)

委員 杉本 篤(事務局長)

委員 山本 典子(教学課長)

(2) 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和元年度自己点検・評価については学長の指示の下、平成31年3月初旬から上記委員と打ち合わせを重ね、令和2年10月末までの完成を目指し、下記の役割分担で自己点検・評価を行った。

① 事務局

自己点検・評価の基礎資料作成を行った。

[基準Ⅲ 教育資源と財的資源]の作成を行った。

② 教員

[基準Ⅱ 教育課程と学生支援]については、学科長指示の下、作成した。

③ 理事長・学長

[基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果]については、学長が学科にも協力要請をし、作成。

[基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス]については、学長が理事長と検討し、作成した。

添付資料 ユマニテク短期大学自己点検・評価規程

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

根拠資料

- ① 『学生ハンドブック 2019』
- ② 『大学案内 2020』
- ③ 『学生募集要項2020』
- ④ 公開講座資料
- ⑤ キャリア教育フォーラム資料

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

- (1) ユマニテク短期大学の教育理念は、学校法人大橋学園の建学の精神から「豊かな人間性と確かな技術」とした。(資料③P.03) この教育理念を基盤として本学では後述する「ユマニテク (HUMANITEC)」という言葉に象徴される教育を展開する。それは、豊かな人間性を育み、実践を中心とした教育を理念とし、「人としての優しさ」「他人を思いやる気持ち」を基本として、その精神を持った人材を育成し、将来の地域を支える次世代を担う人材を輩出することを意図とするものである。具体的には、ユマニテク短期大学で学ぶ学生は在学中に培った技術と技能を社会のために発揮することで社会に貢献することを期する。それを実現するために教員は豊富な知識と経験に裏打ちされた技術を、学生が修得できるよう最大限の努力を惜しまない。教員は教授技術を研究し学生のために教育実践 の場を充実させることで、理念の具現化を図りたいと考える。

また「豊かな人間性」を育み、実践を中心とした教育は、「ユマニテク (HUMANITEC)」という理念に反映されており、本学園はこの「ユマニテク」という言葉を冠した専門学校を展開することによって、この地域社会において一定の知名度を有するに至ったのである。それは本来人間に備わっている無償の愛、優しさや他人を思いやる精神の涵養への願いが込められた Human という言葉と、知識と経験に裏打ちされた「技術」という意味を持つ Technology という言葉を併せて創出されたものである。すなわち、「ユマニテク (HUMANITEC)」という大学名は、豊かな人間性と実践を中心とした教育によって身に付く確かな技術という教育理念による専門職業人の教育を意味する言葉であり、これまで展開してきた本学園の教育活動全体を意味する言葉としてこの地域においては通用しているといえるのである。

地域社会において特に人材不足が顕著な保育士・幼稚園教諭など保育・幼児教育に携わる専門職

業人の養成を主眼とする本学は、地域のニーズに応えるべく教育を行っていく所存だ。

- (2) 本学は、学校教育法における短期大学の目的に則し、教育・研究活動等を日々展開している。その姿を端的に表すのが、本学建学の精神であり、関係法令とともに本学の諸活動の源泉となっているのが上掲の建学の精神である。

本学の建学の精神のめざすところは、豊かな人間性と確かな技術を持った学生を育成することである。

私立学校の通則法である私立学校法は、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、ユマニテクの各学校（専門学校含む）固有の建学の精神を基軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は、私学法の精神に応じうる公共性を有している。

建学の精神は学生便覧（資料①）、大学案内（資料②）、学生募集要項（資料③）及び本学ホームページにおける周知によって学内外に公開している。さらに入学式・卒業式などの儀式的行事の際や学内での各種の機会を通じ、本学における諸活動の源泉は建学の精神に由来することへの理解が深められている。学生には新入学生オリエンテーション時に建学の精神の由来・意義を学長から説明をすると共に、各教室に建学の精神、教育理念を掲示し、学生全員に周知させている。

また、学長及び各教員の日常的な講話の時間等を通し、建学の精神の現代的意義や解釈の方向性について、説明と確認がなされている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

- (1) 短大主催の公開講座およびキャリア教育フォーラム

① 公開講座

公開講座は 10 月 26 日開催した。大人対象の講座と保育園児など小さい子ども対象の講座も地区市民センターにおいて開催し、地域密着型の短期大学として存在感を強めている。

	テーマ	講 師	参加人数
令和元年 10 月 26 日 (土)	絵本とのふれあい体験 絵本カバーでエコバック	平松 喜代江 准教授	18 名

② 図書館開放

地域の子どもたちに、夏休みの一定期間、図書館開放を実施した。

日程 8月19(月)20(火)26(月)27(火)28(水) 53名来館(保護者含む)

キャリア関連

(1) 第3回キャリア教育フォーラム

① 日 時 : 令和元年8月29日

場 所 : ユマニテク短期大学

講演テーマ: 「何のための教師か」

講 師 : 神奈川大学特別招聘教授・名古屋大学名誉教授 安彦忠彦先生

参 加 者 : 教職員24名、外部29名、合計53名

② 令和元年12月10日、ユマニテク短期大学406講義室において、愛知東邦大学経営学部教授・地域創造研究所長上條憲二氏を講師に招き、「大学におけるブランディングのあり方について」をテーマに研修会を実施した。本学の教職員25名が参加した。

これに伴い、令和2年2月4日に学内全教職員による「ブランディングワークショップ」を開催し、本学の強み・課題などの洗い出しを行った。また、2月12日には在学生を対象に本学の強み・改善点などを調査した。

<テーマ 基準I-A 建学の精神の課題>

建学の精神についての理解は、ややもすれば抽象的なレベルにとどまりがちである。建学の精神の普遍性・現代的意義をいかに本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげてゆけるか、といった観点から、学内議論を継続的に重ねていく必要がある。

<テーマ 基準I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準I-B 教育の効果]

根拠資料

- ① 『学生ハンドブック 2020』
- ② ホームページトップ>大学案内>建学の精神・教育理念・教育目標
- ③ 教育研究上の目的、基本方針3つのポリシー
- ④ 『令和3年度入学生用 学生募集要項』
- ⑤ FD・SD 研修会に関する資料
- ⑥ 『大学案内 2021』

[区分 基準I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 本科の教育目的・目標を見学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻過程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

- (1) 本学は、学園の建学の精神及び本学の教育理念に基づき、学則第 1 条に本学の目的を以下のよう
- に定めている。

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって教育、社会福祉、医療保険に関し、社会的に寄与することを目的とする。

本学は、幼児保育学科、単科の短大であり、学則第 2 条に主たる目的を以下のように定めている。

幼児保育学科は、保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

本学は、「豊かな人間性」と「確かな技術」を身に付けた保育者として、以下のような学生を養成することが学生ハンドブック P.01 に掲載されている。

- 乳幼児期における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力を有する専門職
- コミュニケーション能力を有する専門職
- 地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力を有する専門職

以上に示した本学の目的、学科の教育目的、全学的な教育目標は、建学の精神の「地域を支える次世代を社会に送り出す」という理念を十分に反映した内容となっている。

本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された学科の教育目的は、基本方針（3つのポリシー）、すなわち学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）へと反映されている。

【ディプロマ・ポリシー】

現場に即した保育者になるため、教育課程（教養科目および専門教育科目）の学修を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与します。

卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次のとおりです。

1. 乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる。
2. 子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している。
3. 子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもち、それを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる。

学生募集要項 P.03

(2) 本学ではディプロマ・ポリシーを学生ハンドブックに掲載し、学生に対して入学式後や学期始めのオリエンテーション、ゼミナールの時間等を活用して周知している。また、教職員に対しては、学生オリエンテーションへの参加や学科会議を通じて適宜周知し、確認が行われている。また保護者に対しては、入学式や保護者会などの場を通して教育目的やディプロマ・ポリシーを説明し、理解を深められるように努めている。さらに学外に対しては、ホームページ上に教育目的、基本方針（3つのポリシー）が明示されているほか、オープンキャンパス、高等学校連絡会、高校生向けのガイダンスなどを通して適宜表明している。

(3) 本学では、平成30年の第1期卒業生から令和2年3月卒業の第3期生まで合計134名の卒業生を送り出してきた。そのうち、幼稚園教諭二種免許状取得者は毎年約90%前後、保育士資格取得者は約95%にのぼり、121名が保育・幼児教育に関連する職場に就職している。

以上の実績から、本学の人材養成は、三重県内外における存在意義を十分証明していると言えるのであり、地域・社会の要請に確実に応えていることがわかる。

[区分 基準 I -B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2の現状>

- (1) 本学では、学位授与の方針に示された諸能力を「学習成果」としている。すでに述べたように（基準 I-B-1）、建学の精神は教育理念に、また教育理念は教育目標・目的に、さらに教育目標・目的は学位授与の方針及び学習成果に十分に反映されており、これらのことから学習成果が建学の精神に基づいていると言えるであろう。

また、内容的にも、これらの学習成果は、建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」という、より具体的な姿を示していると考えられる。

- (2) 幼児保育学科の学習成果は学位授与の方針に示された諸能力のことであり、この方針は幼児保育学科の教育目的を展開したものである。したがって、その学習成果は幼児保育学科の教育目的に基づいたものとなっていると言えよう。

本学科の学習成果は、①乳幼児における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力、②コミュニケーション力、③地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力に集約できる。これらの能力を身につけた者は、建学の精神にある「次世代を支える次世代を社会に送り出す」の一つの具体像を示している。なお本学科の学習成果と教育目的との関連は、「基準 I-B-1」に記したとおりである。

- (3) 幼児保育学科の学習成果は、ディプロマ・ポリシーの中に表現されており、学生はその内容を『学生ハンドブック』や『学生募集要項』を通じて理解している。ディプロマ・ポリシーは、カリキュラムによって個々の科目と関連づけられ、学生は、各科目のシラバスによって、習得すべき学習成果を具体的に知ることができる仕組みになっている。また学外に向けては、ホームページや学校案内におけるディプロマ・ポリシーの中に学習成果が表明されている。

資料①「ディプロマ・ポリシー」PP.01-02

資料③「ディプロマ・ポリシー」P.04

- (4) 本学では、短期大学の主たる目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」と規定している学校教育法第108条に鑑み、汎用的な「学士力」と専門的知識・技能の両面をバランスよくディプロマ・ポリシーに盛り込んでいる。そのため本学では、学習成果として「保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成」と定義し、学習成果の点検は学校教育法の規定に則して行われている。

なお本学幼児保育学科では、個別の免許・資格の取得そのものは卒業要件に含まれていないが、希望する職業に就くために必要な免許・資格の取得は学習上の大前提であり、ディプロマ・ポリシーにおいても、社会人としての資質とともに、職業人としての資質を最も重要視している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

- (1) 本学では、開学前に「三つの方針」（「三つの方針」を、以降「3つのポリシー」と表記）を策定してきたが、そのうちの「学習成果」を「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示された諸能力としており、その方針に従って「教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。またこれらを踏まえて、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」が定められている。したがって本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された幼児保育学科の教育目的が、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」から「教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）」、さらには「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」へと階層的に展開されており、3つのポリシーは関連付けられて一体的に定められている。
- (2) 大学設置認可申請時から 3 つのポリシーは審議され決定されてきており、また、毎年度『学生ハンドブック』の内容更新の際には、本学の運営会議で 3 つのポリシーを点検してきた。さらに学則変更等が可能になる完成年度以降からは、幼児保育学科の教育目的と建学の精神、教育理念、教育目標、3 つのポリシーの関係について全学的な確認・点検が行われてきた。その結果として、令和3 年度入学生から改訂された 3 つのポリシーで運用することが決定されたが、それに先行して令和2 年度からカリキュラム・ポリシーを導入し、シラバス作成等に反映されている。
- (3) 幼児保育学科の教育課程を、学習成果を焦点として体系的に編成し、同時にそれを学生が計画的に学べるようにしている。これによって、学生は各科目の到達目標がそれぞれの学習成果すなわち「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に示された諸能力に結びついているのかを知ることができる。また、教員も、成績評価の基準を学習成果の獲得とより明確に結びつけることができるようになる。

また、以上のような教育活動を可能にするためには、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえた学生募集が欠かせないことから、本学では、3 つのポリシーを踏まえた教育活動を行っていると言えよう。
- (4) 3 つのポリシーは、短大ホームページ>大学案内の建学の精神・教育理念の中で、「基本方針 3 つのポリシー」として明記し、学内外に表明するとともに、『学生ハンドブック』にも「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」として明記し、表明している。またこれら以外にも、学生募集要項の中にも巻頭に明示している。

なお『学生募集要項』は、本学ホームページにおいても閲覧可能であり、また「入学者受入れの方針」については、アドミッション・ポリシーとして、大学案内の学科紹介ページや『学生募集要項』に示すとともに、高等学校連絡会においても説明を行っている。

- ・資料①「ディプロマ・ポリシー」 P. 02
- ・資料②ホームページ>「基本方針 3 つのポリシー」
<https://www.jc-humanitec.ac.jp/tandai-disclosure/index.php>
- ・資料④『大学案内 2021』アドミッション・ポリシー P. 06
- ・資料⑥『学生募集要項』 P. 04

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

平成 31 年度からの教育課程については、一斉に実施される再課程認定に伴い、本学でも教育職員免許状（幼稚園教諭二種）取得のための教育課程は大きく見直された。また保育士資格についても同時並行的に教育課程の改編が進められた。このような動きの中で、本学の建学の精神、教育理念、教育目的をどのような形で維持・継承していくかが問われてきた。大学入試改革も始まり、3 つの基本方針の見直しも実施され、学生が本学での学びを通して、卒業後、責任ある社会人・職業人として生活する礎を築くと同時に、充実した学生生活を送り、本学の卒業生としての自信と誇りを持って生活するために、この変革期にどのような基本方針と教育課程が再構築できるかを、広い視野から、今後も引き続き検討していかなければならない。

3 つのポリシーの中で、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、高大接続の観点から「教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）」や「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」との連続性についても引き続き検討していかなければならない。

また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえ、本学にふさわしい入学前教育のあり方についても再検討しているところである。

今後は、本学の教育理念、教育目標、3 つのポリシーの学内外への浸透をさらに図るとともに、学生の出身高等学校や学生の就職先など学外からの視点を取り入れた検証についても、その方法等について検討しなければならないと考えている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

根拠資料

- ① 『学生ハンドブック 2021』
- ② 「ユマニテク短期大学自己点検評価委員会規程」
- ③ F D ・ S D活動に関する資料
- ④ 授業評価アンケート
- ⑤ 令和2年度事業計画、事業報告

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

- (1) 学則第4条の1に自己点検及び評価の実施と結果の公表について定めている(資料①)。本学では「ユマニテク短期大学自己点検・評価委員会規程」を設けている(資料②)。組織については、本学の自己点検評価委員会規程に基づき、委員会が置かれている。
- (2) 自己点検評価については開学2年目から実施し、また教職員は日常的に自己点検を行っている。
- (3) 令和2年度の自己点検・評価報告書は、令和3年12月に公表予定である。
- (4) 本学では自己点検・評価の仕組みとして、学科や委員会等をとおして教職員全員が関与している。また、必要に応じて自己点検・評価活動について教授会および事務局会議等で報告し、周知徹底を図り、理解と協力を呼び掛けている。
- (5) 高等学校の関係者の意見聴取については、短期大学基準協会による平成30年度からの認証評価基準に、新規に追加された評価項目である。
- (6) 現在本学では、毎年事業計画、事業報告を行っている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

- (1) 学習成果を焦点とする査定には、大別すれば科目レベル、教育課程レベルのものがある。科目レベルの学習成果の査定は、基本的に試験結果(中間試験、期末試験)、レポートなどの提出物、授業態度を判断材料として、科目担当者が総合的に評価し、単位認定している。この仕組みを基本とした評価方法は、ユマニテク短期大学履修規程(第12~14条)に定めており、第12条に、「履修科目の成績は、次の各号に掲げる基準によるものとし、可以上を合格として、所定の単位を与えるが、不合格の成績には単位を付与しない。100点満点、5段階で評価する。秀 90点以上、優 89~80点、良 79~70点、可 69~60点と記されている。また、より客観的に成績評価を行うため、GPAによる測定を実施している。

教育課程レベルの査定としては卒業判定がある。本学の卒業要件は、学則第33条~第34条に規定されており、「本学に2年以上在学し、本学所定の教育課程により、62単位以上を修得した者を卒業と認定する。履修規程では、一般教養科目については10単位以上、専門教育科目については40単位以上、併せて62単位以上と規定している。

(2) 査定の手法を定期的に点検するために、以下のように2点のアンケート実施している。

①各学期末には、各教員が担当している1科目以上について「学生による授業評価アンケート」を行う。その集計結果を踏まえ、各教員は「授業改善に向けて」（授業改善報告書）を提出する。これにより、各科目の内容が、学生の学習成果の習得に寄与しているかどうかを教員自らが点検し、授業改善を図ることができる（資料④）。

②各学期の試験終了後には、全学生を対象に、教職関連科目に限定した「履修カルテ」提出を義務づけ、それぞれの科目で目標とされる主たる学習成果に焦点を合わせて観点別自己評価を行っている。

(3) 教育の質の向上・充実を図るためには、本学の教育理念や教育目的に沿って、基本方針（3つのポリシー）をどのように定め、学習成果をどのように規定するかという観点から、これらについて点検・評価していくことが重要である。本学では、学園の短期経営計画及び本学の短期事業計画に基づいて、教育の質の向上のためのPDCAサイクルを取り入れてくことを検討しており、今後、他大学の事例をも参考に進めていく予定である。

(4) 本学の教員組織や校地・校舎は短期大学設置基準を満たしたものである。また、関係法の変更等について文部科学省等からの通知があった場合は速やかに対応している。

関係法令には、学校教育法、教育職員免許法、児童福祉法、労働安全衛生法、学校図書館法及びそれらの施行規則等がある。これら法令の変更や改正について、文部科学省、厚生労働省の通知、官報を適宜確認し、法令遵守に努めている。なお最近の具体的な対応としては、以下のものがある。

① 教育情報の公開

平成22年6月15日学校教育法施行規則の改正により、平成23年4月1日から、各大学等において教育情報の公表が義務化されている。本学でも開学初年度から、本学ホームページ上で教育活動等の情報の公表を行っている。

② 教員養成関連

平成21年4月1日から施行された「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）」を踏まえ、開学初年度入学生から適用した教育課程を実行した。また、平成29年11月17日に公布された「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」等に基づき、平成31年度入学生から適用される教員養成課程についての教職課程再課程認定へ向けた準備を行い、認定課程における幼児保育学科等の教育課程に関する変更届を提出した。その結果、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室から平成31年3月27日付で届出内容のとおり変更可となったとの承認文書が届いた。

③ 保育士養成関連

保育士養成に関する科目及び単位数については、開学初年度から規定通りに行っている。また、平成30年3月の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の改正については、学則変更も含め、平成30年9月21日付けで三重県知事宛に指定保育士養成施設の変更承認申請書を提出した。その結果、平成31年3月13日付で、履修方法の変更に係わる学則の変更については、平成31年4月以降の入学者の養成から適用するとの承認を得た。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学は、学生が学習成果の達成度を高められるよう、教育の質の向上を目指して努力してきた。そのため、学習成果の査定とその点検のための体制は整っているものと考えている。課題としては、各教員が自らの担当科目において、どこまで学習成果の習得に焦点を当てて授業を実施できるかということ、そして履修指導によって、学生がどれだけ学習成果の習得を意識して授業に臨めるかということである。そのためには、教員の意識向上を図るFD活動や学生に対する履修指導等におけるさらなる充実が重要である。

また本学では、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見を取り入れるため、高校訪問時に意見聴取を行っているが、現状において、その記録が系統だててまとめられ、活用されているとは言い難い。

なお今年度高大連携協定を結んだ高校は、三重県立久居高等学校1校であり、今後も拡大していく予定であるが、連携校側からの意見を効率的に聴取し、それを十分に自己点検・評価活動に反映させるための仕組みの構築が今後の課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

様式 6ー基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

根拠資料

提出資料 1 学生ハンドブック / 2 学校案内 / 3 学生募集要項

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
 - (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
 - (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

短期大学士の卒業認定は学則(提出-1第34条)で定められており、本学ホームページにも掲載し周知を図っている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、年度当初に全学生に配布される学生ハンドブック(提出-1はじめに)や学校案内(提出-2)、学生募集要項(提出-3)、本学ホームページ、大学ポर्टレート等に掲載し周知徹底を図るとともに、広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。

卒業認定は、卒業の要件である学則(提出-1第33条)、成績評価の基準である学則(提出-1第18条)と単位の認定を示した学則(提出-1第17条)に対応している。学位授与の方針は資格取得の要件である学則(提出-1第35条)と対応している。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示されている、学生が獲得すべき資質や能力・資格等は、社会的・国際的に通用性があり、社会のニーズにも合致するものである。令和元年度の文部科学省による大学設置履行状況調査（いわゆるAC）において、本学の3つの方針についての改善が付された。それを受けて本学では学科の卒業認定・学位授与の方針を含めて、作業を策定した。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（３）学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

（４）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学則(提出-1 第 13 条)で定めており、年度当初に全学生に配布されるハンドブック(提出-1 はじめに)や学校案内(提出-2)、学生募集要項(提出-3)、本学ホームページ、大学ポर्टレートに掲載し周知徹底を図るとともに、広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。学則(提出-1 第 14 条)により定められている学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、学則(提出-1 第 13 条)で定めた通り、学科の教育課程を、

短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。単位の実質化を図り、学則(提出-1 第 21 条)を定めており、学則(提出-1 第 21 条)において単位数の 上限を定める努力をしている。学則(提出-1 第 16 条)で定めた通り、短期大学設置基準にのっとり判

定している。ハンドブック(提出-1)に掲載しているシラバスでは3つのポリシーの観点に基づき、必要な項目である学習成果を「到達目標」として、授業内容を「授業の概要」として、準備学習の内容を、授業時間数を「授業計画」として、成績評価の方法・基準を「学生に対する評価」として、教科書・参考書を「テキスト」・「参考書・参考資料等」として明示している。

学則(提出-1 第 46 条)で示した教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格に則り、適切に配置している。教育課程の見直しに関して、学位授与の方針同様、改善、策定の方針にある。従前の教育課程については、教育課程編成・実施の方針にのっとり、教務委員会で慎重に審議された後、教授会を経て次年度の教育課程を決定している。また、令和 2 年度 AC においても、カリキュラム・ポリシーについて、学生にはわかりやすい表記にすることや、カリキュラム・マップ等については未整備なため、令和 3 年度に検討し策定することを予定している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

（１）教養教育の内容と実施体制が確立している。

（２）教養教育と専門教育との関連が明確である。

（３）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教務委員会で慎重に審議された後、教授会を経て次年度の教養教育の内容と実施体制が決定されている。本学は平成 30 年度に完成年度を迎えたこともあり、教養教育については年度ごとに学生の履修状況や内容を踏まえ、教務委員会を中心に科目の見直しを実施している。

学期ごとに定期試験と授業評価アンケートを実施しており、授業実施アンケートの結果を各教員別にまとめフィードバックし次の授業へと繋げており、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。その結果についても事務局や図書館等に閲覧できるよう配置し、学生に公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

授業内で、保育所や幼稚園、施設、児童館等各種別の学外実習を実施する他、教養科目である「地域ボランティア実践」や「保育・教職実践演習」、「専門ゼミナール」等にて、子ども関連の施設、その他施設での体験学習や学外での演習等も行っている。授業外でも就職活動の一環として自主的に学外現場でのキャリア教育のための実習を行うよう、授業内外で指導している。

本年度は初年次教育の観点から 1 年次の「基礎ゼミナールⅠ」ではゼミナール担当教員を中心として個々への文章の作成・添削を行っている。2 年次では面接対策等の就職活動のサポートをし、キャリア支援室を通し、専門ゼミナールの教員とも学生の就職状況を共有し更なる就職支援へと繋げている。

学生からの就職試験先と合否結果の報告も含め、キャリア教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO 選抜等)は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者に関する方針は、本学ホームページと学生募集要項(提出-3)に、アドミッション・ポリシーとして明記し、受験生や保護者に明確に示しており、学習成果に対応している。入学前の学習成果の把握・評価においては、入学者選抜試験によって実施している。いずれの入試区分においても面接または面談を課しており、短い時間ではあるが円滑なコミュニケーションが可能で、自らの意思を明確に表現できているか、幼児教育や保育に従事するという、強靱な意思と志向性を持っているか否かを把握するよう心掛けている。高等学校からの調査書も面接・面談で活用し、高等学校までの学びが的確に修められているかを確認している。また、「志望理由書」や「学修計画書」として項目立てをして出願時に入学後の計画を記述する項目を設け、より受験生へ動機づけをする工夫をしている。

入学者選抜の方法は、総合型選抜(旧 A0)入試、学校推薦型選抜(旧指定校・旧公募推薦)入試、特別選抜(旧社会人、旧スポーツ推薦)入試、一般選抜入試の制度を設けており、いずれの入学者選抜も面接もしくは面談を課している。面接・面談においては前述のように入学者受け入れの方針に則した内容であるため、各入試区分は入学者受け入れの方針に対応していると言える。

多様な個性を持った学生を受け入れるための多様な試験区分においてはそれぞれ選考基準を設定し、本学ホームページと学生募集要項(提出-3)に明記しており、入試広報委員会が中心となり公正かつ適正に実施している。

授業料やその他入学に必要な経費は学則(提出-1 第 38 条)で定めており、本学ホームページや学校案内(提出-2)、学生募集要項(提出-3)で広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。

また、入試広報課が中心となり、入試広報委員の入試担当者とともに入試選抜の実施や受験の問い合わせの対応をしており、定期定に行っている高校訪問で得た高校関係者の意見も取り入れている。前述のように入学者受け入れの方針については入試広報委員会を中心に改善案を策定、点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果については、HP に公表している最新シラバスにて、「到達目標」としてすべての科目について具体的かつ学生に理解しやすい形で掲載している。学習成果の記述に関しては、「授業の概要」の項目と連動し、学生が当該授業を半期または全期受講することにより、何を獲得することができるのかを明確に示している。記述に際しては、すべての学生が一定の努力をすれば達成可能であることを前提としている。学習成果は、学生が日々の学習活動の中で獲得するものであるが、本学ではそれに加えて授業で学んだことを、学外で実施される幼稚園教育実習や保育実習等で応用し、工夫をする中で獲得させている。学習成果の査定に際しては、試験の結果だけではなく、レポートや作品の提出、学生の表現活動等を客観的な評価基準のもとで評価している。成績評価についてはシラバスの「学生に対する評価」の項目において、「筆記試験(50%)、課題の提出(20%)、受講態度(30%)」のようにすべての科目についてパーセント表示を行い、学習成果の客観的な査定ができるようにしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

成績評価の分布表を作成し、量的データとして客観的に学習成果の獲得状況を測定している。特に「履修カルテ」では教職関連科目であるが、各学年の前・後期終了時点で学生自身が自己評価と振り返りを行っている。

本学における教育活動に対する調査の基盤ともなる同窓会組織について、本年度末に初の卒業生を送り出すこととなるため、事務局内において準備を進めているところである。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本年度末には 3 期生が卒業生として輩出することとなる。来るべき最終進路に向けて、キャリア支援室を中心として万全な態勢を整えている。就職先である進路先とも丁寧な連携を図りながら、学生本位となる進路が実現できるよう、更なる体制づくりをキャリア支援委員会や学科会議等にて検討している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

時代の要請や社会の変化に伴い、学生や保護者、地域のニーズも年々変化している。これらに対応するためには、学位授与の方針や入学者受け入れの方針やこれらを踏まえた教育課程の編成・実施の方針については教職課程の再課程認定や保育士養成課程の養成内容の変更に伴うカリキュラム改訂と連動させて見直しを実施した。学位授与の方針には、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格等の取得に関する部分が含まれており、資格を取得しない学生に関して具体的な対応策を含めて分かりやすく改善していく必要がある。時代や社会の変化とともに、学生や保護者の要請に応える教育を推進するために、魅力のある科目の充実を図っていくため、前述の状況と連動して科目の精査を実施した。今後、卒業生が増加するにあたって、進路先とのより良い関係を築いていき、就職後に卒業生についての評価を聴取しやすい環境を整え、卒業生の学習成果の獲得状況や今後の教育課程の見直し、就職活動についての課題の発見に繋げていく必要がある。

大学と学生の関係を「入学から卒業まで」に限定しないという意味でも入学前的高大連携事業を推進すべく三重県立久居高等学校、三重県立四日市農芸高等学校と連携協定を結んだところである。これを契機

ユマニテク短期大学

として近隣高等学校とも連携を密にして教育活動に資するものにしていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

a.現状

学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は本学の設置の趣旨およびカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをもとに構成された各授業科目の到達目標及びテーマについて、また成績評価の方法及び基準についても適切に定めシラバスにおいて明記したうえで、これらの学生への周知を行っている。シラバス及びその内容の学生への周知については、多くの学生の後期中等教育までの履修や単位取得の手続きの違いに鑑み、それぞれの授業内で行っているほか、入学時のオリエンテーションにおいても説明の機会を用意し、周知をしている。また、学生の学習成果の獲得状況の把握・評価するために「幼稚園教育実習事前事後指導」「保育実習指導」など複数教員が担当し、かつ実践的な内容を伴う授業では、提出物等については複数の担当教員間で確認し、指導についても教員間で確認・合意の上で行うことで学生の学習成果の獲得状況について確認を行っている。また、ゼミナールの授業においても同様に、「基礎ゼミナール」、「専門ゼミナール」の担当者が定期的に担当者会議を実施し、課題の方向性や提出物、学生の学習状況を確認している。「専門ゼミナール」では三つのプログラムごとに合同で行う活動を用意することで、プログラム内で複数の教員の視点から学生の状況を把握する機会を用意している。これらに加えて、毎月開催される学科会議では必ず学生の動向について議題として挙げることで、学生の学習状況について専任教員全体で把握を行うよう努めている。学生による授業評価については、本学では各学期のおわりにすべての授業において授業アンケートを実施している。実施したアンケートについては、すべてアンケート原紙を教務委員会において確認し、アンケート結果について委員会内で共有している。さらにアンケート結果は専任・非常勤問わず授業担当者に個別に通知され、その方策についても教務委員会へ提出することとなっている。また、結果についても事務局や図書館等に配置して、学生がいつでも閲覧できるよう公表している。これらは授業改善に利用されている。加えて教務委員会により FD 研修が年間 2 回（前期 1 回、後期 1 回）行われており、平成 30 年度には 2 回の FD 研修を行った。FD 研修では専門家による講義のほか、グループワークを積極的に取り入れ教員間での基本的な意識の共有に努めるなど、授業内容の調整やそのための基盤の形成のため、交流や意思の疎通の機会を積極的に取り入れている。これらの研修は授業期間や授業時間を外して開催されるため、多くの専任教員が参加することが可能となっている。

授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図るため、毎月開催される学科会議に加えて、専任教員も参加する「非常勤講師懇談会」を年に 1 回開催し、授業担当者間での意思の疎通や協力・調整体制を整えている。これらの組織的取り組みに加えて、複数教員で担当する授業やゼミナールでは、授業内容について授業開始前のほか、学期途中にも複数回の打ち合わせを行うことによって協力・調整を行っている。具体的には、「基礎ゼミナール」ではすべてのゼミ担当者と、「専門ゼミナール」ではすべてのゼミ担当者および各専門プログラム内で授業内容について月に 1 回程度の頻度で授業内容について打ち合わせを行っている。また、「障がい児保育」「障がい児の理解」「障がい児の支援」など、授業内容の範囲が重複する可能性のある科目については、授業の開始前及び学期内に不定期で授業担当者が打ち合わせを行うことにより、授業内容の確認・調整や意思の疎通を図った。教育目的・目標の達成状況の把握・評価するために、令和元年度の「基礎ゼミナールⅡ」（後期）においては、各自が遊び新聞を作成し、ゼミごとで研究した子どもの遊びについての実践的な報告の場を設けた。この取り組みでは、ゼミごとの成果発表について学生間の相互評価を行っただけでなく、参加した教員間において教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行った。また本学で実施されるオープンキャンパスや学校説明を通じ、学生スタッフによ

る手遊びやキャンパスライフ紹介スライドの発表、また学生が授業で製作した壁面飾りや作品の展示などの成果発表の機会を設けることによって、特に実践力の点から学生たちの教育目的・目標の達成状況について把握する機会とした。

学生に対して履修及び卒業に至る指導を行うために、本学では基礎ゼミナールより学生を少人数のゼミナールごとに分け、ゼミナール担当教員を学生生活上における指導教員として配置し、履修等のサポートを行う支援体制を整えた。さらに各月に開催される学科会議においては必ず学生の動向を議題として挙げ、学習の達成状況のほか、受講態度や出席状況、提出物の提出状況など学修における多面的に逐次報告を行い、教員間で情報共有を行うことで学生一人ひとりの支援に活かしている。ゼミナール担当教員による少人数の指導体制及び学生の動向の学科会議内での共有に加えて、授業の欠席回数が2回を超えた学生については、授業担当者より教務を通じてゼミナール担当教員に連絡を取り個別に対応をするなど、早期に履修から卒業に至るための学生の支援を行う態勢を整えている。加えて、すべての専任教員がオフィスアワーを設定し周知することで、学生の履修から卒業に至る個別の指導を受けることができる体制を整えている。また個別に相談できる機会を用意することで、授業だけでは把握することや対応することが難しい学生の悩みや相談についても対応する環境を用意している。また、音楽担当の専任教員は研究室内に電子ピアノを設置することで、昼休み等の空き時間にピアノの実技指導を受けることができるよう環境を整えている。

事務職員は学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献するために、それぞれの所属部署における職務を通じて貢献している。事務職員は関連する委員会に参加することによって学習の状況の把握と学習成果の獲得に貢献している。たとえば、教務課に所属する事務職員は教務委員会に所属し、教育課程やシラバスの充実・向上、授業科目の単位認定および各資格取得、成績評価および学生による授業評価などの実施といった職務を通して、学生の学習成果を認識している。教育目的・目標の達成状況の把握のために、事務職員は所属部署における職務に加えて、各委員会への参加、及び週1回開催される事務職員会議を通して学生の状況の把握及び情報共有を行っている。学生支援の点では、学生支援委員会には入試広報課及び教学課及びキャリア支援担当の事務職員が参加し、学生の生活上の動向からウェルネスチェックの実施、学生の意見箱の意見集計などの職務を通して、学生の現状の把握及び教職員間での情報共有を行っている。加えて本学では、キャリア支援を除くすべての所属部署が一つの事務室を共有しているという環境により、事務職員は所属部署に関わらず日常的に学生一人ひとりと接し、その中で様々な日常の学生生活の支援を行っている。

学生の学習向上のための支援については、図書館では、学生の学習支援や学習環境の向上を目指し、通常1名の常勤の司書がカウンターで学生の対応を行う体制を整えている。保育の単科の短期大学の図書館という性格から、本学の図書館は大型絵本を含む絵本、及び紙芝居、視聴覚教材のコレクションを充実させている。そのうえで、学生の学習意欲・学習環境向上のための支援として、図書館では通常の図書の貸し出しのほか、学生の希望による図書の購入、教員からの推薦図書のコーナーの設置と学生の興味関心と学問分野が重なるジャンルの絵本や一般書の紹介、そして充実しわかりやすい書架の活用といった取り組みを行っている。図書館については、環境そのものの改善のほか、入学時のオリエンテーションにおいて図書室の利用について説明を行うだけでなく、「表現指導法」「専門ゼミナール」などの授業においても積極的に図書館を利用し、蔵書検索だけでなく図書館のさまざまな活用について実践を通して伝える機会を用意している。また司書は、学内の各種研修に参加するほか、授業や調べ学習が図書館で行われる際には積極的に学生の学習の支援を行いながら、保育分野の司書としての専門性を高めている。

本学では、図書館の利便性を向上させるため、1限の授業前から開館することで限られた開館時間のなかでより利用の促進を図った。また、本学の図書館の電子書籍や視聴覚教材についての利用を促進するために、入学時のオリエンテーションで図書館の利用について説明を行う際には OPAC による蔵書検索のほか、電子書籍の閲覧方法、視聴覚教材の利用の手引きも説明した。また司書が必要に応じて個別に丁寧に対応することで、図書館の利便性の向上と利用の促進を図った。また、令和 2 年度より図書館報の発行やパスファインダーの作成、企画展の実施なども行っている。

学内のコンピュータを授業や大学運営に活用するために、本学では各教職員用の個人用コンピュータを用意し、それらを中心に使用することでセキュリティに配慮をしたシステムを構築している。個人用コンピュータは個体識別とパスワードにより、学内の有線 LAN 及び無線 LAN を通して共有フォルダへのアクセス、共有複合機とネットワーク化されている。

本学の情報処理室には Microsoft 社の Office がインストールされたノート PC を 50 台用意し、「情報処理」「教育方法と技術」の授業内で積極的に使用しているほか、授業時間外には学生が学内で利用することも可能としている。たとえば、授業の課題のレポート作成やスライドの作成、学生会主催のクリスマス会のポスター(平成 29 年度)など、授業内外で積極的に利用されている。加えてキャリア支援室には 4 台の学生用ノート PC を常設し、自由に利用できるよう体制を整えている。これらの PC は情報セキュリティ対策として、ウイルス対策ソフトウェアをインストールしているほか、起動ごとに環境をリセットする設定としている。また、これらの PC の管理は、情報処理担当教員や、学園グループ内の施設設備・情報機器担当職員らによって行われている。そのうえで学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し管理するために、学内にはパスワード保護された無線 LAN を設置し、学生ホールや教室など学内で自由に PC、タブレット端末からインターネットへアクセスできる環境を整えている。

b. 課題

授業科目における成績評価の基準及び方法については学生に周知されているものの、一方ではそれぞれの授業科目間における客観性については全学的には統一するための基準が設定されていない。またそれぞれの授業科目における内容については、事前に教務委員会及び学科長でシラバスを確認し、担当する授業が重複する可能性がある場合は学科長を通じて内容の調整を実施している。学生の学習成果の獲得状況の把握及び評価については、一部の複数教員が担当する科目におけるケースを除き、現状では口頭における情報共有が主となっており、把握及び評価に関する客観性については多く担保されていない。前述の授業科目間の成績評価の客観性と併せ、より客観的、組織的な体制構築が課題となっている。授業評価については、すべての授業について実施しているものの、それぞれの結果を全体で共有することや、その結果を学生に開示することまでは行っていない。また、教員個人間で授業を相互に見学するケースは見られるが、それらは F D の一環ではなく、また学生による授業評価の結果を踏まえた取り組みとはつながっておらずより組織的な取り組みとして行っていくことが課題となっている。

教育目的・目標の達成状況の把握としては、開学 4 年目でもあり、改めてこれらの取り組みが求められる。

事務職員の学習成果の獲得に向けての責任については、事務職員が多くないこともあり、実習助手が教学課職員でもあることや、教学課長がキャリア支援を担当するなど、一部の事務職員への過重負担が課題となっている。

図書館については、オリエンテーションや授業などを通じて積極的に利用を促しているものの、恒常的

ユマニテク短期大学

で高頻度の利用については課題が残った。たとえば、特に実習前には保育教材に関する書籍や絵本などの貸し出しが増えるものの、図書室の日常的な利用、特に学術書や一般書の貸し出しに関しては利用が多くなく、利用を促す課題が残った。今後は図書館の利用促進のため、教員（授業）との連携・協力を強化し、学生の学習成果の向上や充実に繋げていきたいと考えている。また、教職員に対しては一般的なコンピュータ利用技術の向上を図るための研修等が学内では行われていないことが課題として考えられた。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

a. 現 状

入学手続き者に対しては、入学後の学習や学生生活がより円滑になることを企図し、入学前講座として「大学の学び入門」「音楽・ピアノ入門」「保育教材研究入門」を例年冬季から実施している。平成28 年度、平成 29 年度には各 3 日程（合計 6 時間）実施した。平成 30 年度以降は、保育・教育職としての文章能力の向上を目的とした講座「保育専門職に向かって」を追加して 4 日程（合計 8 時間）実施したところである。また、学科教員による入学前課題の冊子「すたーとあっぷ」を制作して入試合格者に対して課しており、基礎学力の向上を図るとともに、入学後の学習に備えることを促している。なお、提出された課題はコピーをとって学科教員間で共有することにより、充実した授業実施に資する基礎資料としても活用している。

入学当初にはオリエンテーションを実施し、2 年間の履修の展望や免許・資格の取得をふまえた開講科目の説明と履修登録、学生生活についてのガイダンスを実施している。この際、学生には「学生便覧」「実習の手引き」を 1 冊にまとめた「学生ハンドブック」を配布し、参照しながら説明を行っている。特に履修登録時には、資格必修の科目以外の選択に悩む学生に対し、教職員が相談に乗り、履修漏れが

ないように配慮している。「シラバス」は Web で確認できるようになっており、科目毎の初回授業内に、受講生に対し担当教員から説明を行っている。その際、授業内容や評価方法の説明に加え、関連する資格の説明も行っている。2 年次の学生に対しても、年度開始時にオリエンテーションを実施し、同様の説明を行っている。

学習成果の獲得に向けては、1 年次の基礎ゼミナールから専任教員に少人数の学生を割り当てることにより、日頃から綿密に関わり、個別の相談に応じて指導・助言できる体制を整えている。また、ゼミナール担当教員以外にも相談や質問ができるよう、全専任教員のオフィスアワーを学生掲示板に掲出している。補習授業については、ピアノ演奏などの技能の獲得を目指す科目において、個々の進捗や希望に応じて、科目の担当教員によって休み時間や空きコマにおいて補講が実施されている。

また、評価の前提条件となる授業への出席状況については、全ての科目で欠席が 2 回となった早期の時点で教学課への報告義務を授業担当教員に課し、教学課からゼミナール担当教員に連絡がなされる体制をとっている。日常的に綿密な関わりをもつゼミナール担当教員への周知と、それによる指導や相談によって失格者の低減を図っている。また、専任教員による定例の学科会議においては、学生の動向を議題とし、授業等における成果や意欲・態度といった学習状況や、配慮・指導の方針について共有・検討し、学習支援に役立てている。

通信による教育を行う学科は設置していない。

進捗の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、公務員試験の受験希望者に対して、カリキュラム外での対策講座を 1 年次と 2 年次に開講している。また、技術面で進捗に差が出やすいピアノ演奏技術を習得する音楽の科目では、習熟度別のクラス分けを行っており、習熟度の高い学生には、より表現面の技術を高めたり深めたりできるよう配慮している。

留学生の受入れや派遣については、現在実施していない。

b. 課題

学生の学習成果については、現状、ゼミナール担当教員との関りによる平素の学習状況や意欲・対度の把握がなされているものの、各教科目の成績や GPA といった客観的な指標による、個々の学習成果に基づいた組織的な計画と実施が必要である。

また、学生本人が自分自身の現状や不足について、主体的に把握することも必要である。その取り組みとして、成績発表時に「履修カルテ」の記入を学生自身が履修した科目に対し振り返りを行い、履修状況やその成果を再確認している。学生個々の振り返りから、学生生活や就職活動に活かすことを促す取り組みについても検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

a. 現状

学生の生活支援のための教職員の組織として、学科長、学科専任教員、教学課長、教学課職員、庶務課長、庶務課職員で構成される学生支援委員会を組織している。学生が主体的に参画する学生会やサークル活動、また学外研修や大学祭といった全学的な行事について、この委員会から担当教職員を設けることによって支援体制を整えている。

学生食堂の代替として、週 1 回のキッチンカーによる昼食の販売、売店の代替として飲料と軽食の自動販売機を設置している。20 台程度停められる駐輪場をキャンパス内に設置している。キャンパス内において、車いすで移動できるように床面をすべてフラットな状態にし、エレベータにて介助・移動が可能のように整備している。多目的トイレを整備している。

経済的支援は、本学独自の奨学金として「特別奨学金」を設けている。また、入試区分によるものとして「指定校推薦奨学金」「A0 入試奨学金」「学園内進学奨学金」を設けている。いずれも返還不要の奨学金であり、申請があつて所定の基準を満たす全学生に支給されている。また、日本学生支援機構による奨学金や三重県による保育士就学資金貸付制度について、入学前より案内して周知を図っている。社会人入試の募集は行つたが、志願者はいなかった。三重県立津高等技術学校による委託訓練生(保育士養成科)5 名の受けて入れを行っている。委託訓練生担当の教職員を配置し、定期的な面談および学修支援を行っている。長期履修に関する規程は設けていない。学園として宿舍が必要な学生に対して、入学決定後に賃貸住宅に関する情報を提供している。

学生の健康に対する配慮として、本学 2 階に保健室を設置している。原則として医薬品の提供は行わないが、ベッドで休養させ、必要に応じて保護者や医療機関への連絡を行っている。健康管理としては年度

初頭に全学生を対象とする健康診断を学内で実施しているほか、全学生に「ウェルネスチェックシート」への記入を求め、さらに教員による面談を実施するなど、心身の健康状態の把握に努めている。

学生相談の体制としては、1年次の基礎ゼミナールから専任教員に少人数の学生を割り当てることにより、密接に個別の相談に応じられる体制を整えている。これ以外の学生相談の窓口として、全専任教員のオフィスアワーの設定のほか、学生支援委員会においては「学生相談」の体制を整えている。こうした相談体制以外として、2階学生ホールに「学生の意見箱」として施錠できるポストを設置し、学生からの学生生活に係るあらゆる意見・要望を受け付けている。これは週1回、学生支援委員会委員によって確認され、学生支援委員会において対応が検討・実行され、また掲示板においてフィードバックを行っている。

学生の社会的活動は、地域の幼稚園・保育所・児童福祉施設等からのボランティア等の募集があり、2階学生ホールの掲示板に掲出のうえ積極的な参加を勧めている。また、就職に結びつきやすい自主実習についても、実習指導やキャリア教育科目等において積極的な参加を勧めている。また、本学では「地域のニーズを理解する、あるいは地域に根ざす専門職の養成」のカリキュラム・ポリシーのもと、教育課程においても学外における活動を積極的に取り入れている。授業科目「地域ボランティア実践（1年次通年）」「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ（2年次）」において、地域の子どもを対象としたイベントや、児童館、子育て支援施設等に出向き、体験型学習の機会を設けている。なお、令和2年度においては、コロナ禍のため、社会的活動の機会が減少したものの、感染対策を十分に行ったうえで、感染拡大状況を加味しながら行った。

b.課題

令和2年度は、コロナ禍のため、学生会の活動、サークル活動、大学行事等学生が主体的に参画する活動はすべて中止となった。そのため、今後、コロナ感染状況を鑑み学生の主体的活動を促していく。週1回のキッチンカーによる昼食の販売を企画実施したが、コロナ禍のため中止となった。そのため、今後、コロナ感染状況を鑑み、コロナ感染予防の対策を整備し回数を増やし実施していきたい。

コロナ禍において生活が困窮した学生の把握に努め、学業継続のために速やかに支援していく。

コロナ感染状況を鑑み、コロナ感染予防の対策を整備し学生の社会的活動に対して積極的に取り組んでいきたい。また、障がい種別に応じた対策を検討することを試みたい。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

a.現状

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学生一人ひとりの卒業後の進路や将来の職業に関する考え方を段階的に身に付けられるように、1 年次よりキャリア支援を展開している。

進路支援についてはキャリア支援委員会が主体となり、毎月 1 回のキャリア支援委員会において教職員が連携を取りながら一人ひとりにあわせた支援ができるように取り組んでいる。またゼミナール担当教員とも連携をとり全学的な支援を行っている。

キャリア支援室を設置し、キャリア・コンサルタントの資格を持つ専任の職員を配置、小規模校ならではの、きめ細やかなキャリア支援を実施するため個人面談を含めた相談、個別指導のための体制を整えている。キャリア支援室の職員と教員とが連携をとりながら希望する進路決定に向けた支援に取り組んでいる。キャリア支援室には過去 3 年間の求人情報を常時閲覧できる様にするるとともに、学生ホールにも就職情報を掲示することで学生が必要な情報提供に努めている。

また、教育課程内での取り組みとしての教養科目・必修科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講し、学生の職業意識を高め、社会的・職業的自立の支援をおこなっている。オムニバス形式により幼児保育分野で活躍している専門職を講師として招聘することで、職場で求められる「使命感や責任感」や遣り甲斐等を学ぶ機会もある。

公務員を受験する学生を対象にした就職試験対策として、1 年次後期より公務員試験対策講座を実施し公立の幼稚園・保育所への就業を希望する学生のニーズに応じた懇切な支援を実施している。

令和 2 年度はコロナウイルス感染の影響で全ての就職ガイダンスが中止となったが、感染対策を徹底し、7 月に保育セミナーを学内で実施した。四日市市を中心に三重県内の 26 法人に参加いただきコロナ禍で実習延期等、様々な不安の中で就職を見据えた情報収集として 1 年生、2 年生全学生が参加でき直接施設長から話を聞く事が就職活動としていい機会となった。

四年制大学への編入学、専門学校への進学、留学を希望する学生に対しは、個別に進学相談を実施している。編入学を実施している大学の資料もキャリア支援室に閲覧できるようにし、随時進学相談は受け付けているが、開学 3 年目となるが未だ進学希望者はいない。

b.課題

現時点で 3 期生が卒業しており概ね希望通りの進路先への就職となっている。資格を活かした就職先への進路支援が主となっているため、一般職(資格以外)での求人情報が少ない事も課題となっている。就職支援情報を得る手段としてキャリアを意識することとなる大きなきっかけとして各実習が挙げられるが、実際に実習を行うのが 1 年時後期授業終了後の春期休暇内、2 年次前期に集中するとともに、2 年次前期は授業が多く、自身の進路やキャリアを意識した自主実習・園見学等の時間を確保するのが難しい事も課題である。そのため早期に進路やキャリアへの意識を高め、資格を活かせるアルバイト やボランティアを経験する機会を意識的に持てるような情報配信の工夫が求められる。今後は教務委員会とも連携し、就職活動がしやすい様な時間割の工夫も必要と考えられる。

卒業年度	卒業者	就職決定者 (資格職での就職)	就職未定者	その他 アルバイト含む
平成 30 年度(1 期生)	28 名	26 名(25 名)	1 名(一般就職希望)	1 名
令和元年度(2 期生)	47 名	39 名(36 名)	1 名(一般就職希望)	7 名
令和 2 年度(3 期生)	59 名	53 名(50 名)	2 名(保育職希望)	6 名

今後、卒業生調査も実施し在学中に必要なキャリア支援を検討していく。

【基準Ⅲ】

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

＜基準Ⅲの自己点検・評価の概要＞

令和元年度は、専任教員 13 名、非常勤教員 21 名で教員組織が運営され、設置基準を満たしている。教員の研究成果は、所属学会や本学研究紀要で公表されている。

本学のFD活動は、教務委員会を中心に「学生による授業評価」、「FD 研修会」などが実施されている。

学長のもと、事務局内に、庶務課、教学課、入試広報課、附属図書館、が組織化されており、各部がそれぞれ協力して大学運営を担っている。大学運営委員会は理事長、法人本部長、学長、学科長、図書館長、事務局長（入試判定の場合は入試広報委員長）で構成されており、月 1 回開催されている。

また、運営委員会前の事前打ち合わせとして、法人本部長、学長、事務局長、学科長による四者会を運営委員会の日の午前に開催し、法人本部長を除いた三者会は毎週火曜日午前中に行っている。事務職員は総数 10 名で、その職責は「ユマニテク短期大学事務分掌」に定められている。事務職員のSD 活動については、年 2 回全体で行っている会議があり、また日本私立短期大学協会がセクション毎に年 1 回短期大学職員を集めて行う研修会に参加している。

その他、三重県の私学連携協議会が主催する FD・SD 研修会には必ず参加をし、情報を共有している。

技術的資源は、図書館、情報関連など、教育目的・目標に応じた技術教育を行うための施設的环境が整備されている。

施設設備の維持管理は、「学校法人大橋学園経理規程」に基づいた処理が適切に行われている。また、「災害対策マニュアル」を作成し、教職員に周知徹底を図るとともに、地震・火災を想定した全学避難訓練及び防災啓発活動等を実施している。

財的資源は、収容定員充足率が開学初年度は 31 名、2 年目は 55 名、3 年目は 63 名となり、定員 100 名には及ばないことから、単年度収支は厳しい結果となっている。また、学校法人全体では名古屋校舎（名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校、名古屋ユマニテク調理製菓専門学校、同高等課程）が好調であり、単年度収支は改善されているが、いずれにせよ短期大学の学生確保が課題である。

教員数は設置基準を超えている（2 名多い）が、カリキュラムを見直すことも必要である。教員の年齢構成については、70 歳を超える教員が 5 名おり、30 歳代の教員が少ないなど年齢に偏りがあるため、

この改善を図るとともに、能力を活用できる体制を検討する必要がある。

時間外・夜間・日曜日などの休日は無人となっていて、災害時の対応が難しい状況にあるため、この解消も課題と言える。また、職員数は10名であるが、全員常勤職員である。課長以上にはいつでも出入りできるカードキーを持たせており、非常時には誰かがかけつけることができる体制をとっている。

物的・技術的資源については、限られた図書予算の中で、学生や教職員からの要望を取り入れ、必要度の高い図書の充実に努めている。また、校地・校舎については、基準を満たしているが、さらに施設の効率的な運営を進めていく。

財的資源については、大学設置室の実地調査（平成30年9月7日）、寄附行為の実地調査（11月22日）時に、学生確保をいかに充実させるか、また適正な定員は何人なのか、との指摘を受けており、最重要課題と捉えている。

[テーマ 基準ⅢA 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価>

a.現状

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を平成24年11月に策定し、これに基づいて教員組織を編成している。教員組織については次表のとおりである。教員数は、設置基準数11名に対し13名の専任教員を配置しており、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。尚、非常勤教員21名を配置している。

(令和元年 5 月 1 日現在)

学 科 名	専任教員数					設置基準で定める数		助手
	教授	准教授	講師	助教	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数	
幼児教育学科	7	3	1	2	13			
計	7	3	1	2	13			

専任教員全体では 11 名（助手を除く）の必要数に対し 13 名が在籍している。学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに非常勤教員 21 名を配置している。専任教員 13 名の平均年齢は 55.5 歳（教授 67 歳、准教授 43 歳、講師 38 歳、助教 37 歳）となっている。

また、専任教員の年齢構成が高い方に偏っている（50 歳以上が 53.8%）ため、若手の採用や育成を通じて、教員年齢の偏りの改善を図っている。

専任教員の任用にあたっては、「ユマニテク短期大学専任教員資格審査基準に関する内規」を遵守し、「ユマニテク短期大学運営委員会」および「ユマニテク短期大学人事委員会」の議を経て、教育能力、研究能力及び人格・識見、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認している。これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

専任教員の昇任に際しては、前述の内規に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者から、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。尚、自己申告制も導入しており、昇任希望者が自己申告してきた場合も前述の経緯で決定している。

b.課題

学科での必要教員を短大設置基準より 2 名も多く採用しており、今後新学科設置を検討していく上で、複数学科で重複する専門分野が出てくるであろうし、一部学科の枠を超えて授業を担当していく教員も出てくるので、さらに能力を活用できる体制の確立が課題である。

【基準 AⅢA2】

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

a. 現 状

専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、担当する授業領域に関する 研究活動を進めている。幼児保育学科では保育士資格取得及び幼稚園教諭免許状取得を目標とした教育課程を運営しているが、これらの内容については、法規により教育分野の審査が義務付けられている分野がある。保育士資格においては厚生労働省児童家庭局保育課 の「教科目の教授内容」を、幼稚園教諭免許状においては、「教育職員免許法」及び「同 施行規則」に明記されている事項の順守が義務付けられており、専任教員の研究活動においても業績などは担当教科に関して上記事項に沿ったものとなるよう努めている。

教員個人の業績はホームページに掲載し公開している。また、教員の研究活動状況は、教員の研究論文を年 1 回発行する本学研究紀要に掲載し、ホームページ (http://www.jhumanitec.ac.jp/pdf/humanitec_info-edu_02-1-4.pdf) で公表している。ユマニテク短期大学になってから創刊した研究紀要は令和元年度には第 4 号を発行した。また、大学全体として年度末に教員から年間の研究実績を「教育研究業績票」として提出を求め、取りまとめている。

専任教員の科学研究費補助金の獲得に関しては、令和元年度に申請を 1 件行った。結果は不採択であった。

専任教員の研究活動に関する規程に関しては、「ユマニテク短期大学研究倫理規程」で定めており、学術研究が適正な方法で進められ、その信頼性、公平性を確保することを 目的とし、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき行動や態度の倫理基準を定めている。 また、研究・教育の充実のために費用面での支援を行っており、「ユマニテク短期大学 研究費規程」および「ユマニテク短期大学研究費規程細則」に基づき、各教員は研究活動に必要な経費等を個人研究費として申請し、受け取ることができる。

教員の研究室は、各学科・専攻課程ごとに個室という形で確保している。専任教員の研究時間の確保については、希望すれば週 1 日の研究日を取得することができるが、担当する授業コマ数だけでなく、アドバイザーとしての業務（就学支援の指導、就職指導、生活指導など）が教員の負担となっている面もあり、十分確保できているとは言い難い。したがって多くの教員が、学生休業期間中に研究時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は特に整備されていないのが現状である。

FD 活動に関する規程は FD・SD 委員会が制定されており、教務委員会の中で協議し、年二回学外から講師を招聘し教職員の研修を行っている。

(a) 学生による授業評価・満足度調査

前期、後期の年 2 回、専任及び非常勤の全教員の任意の授業において、学生による授業評価と満足度調査を質問紙方式で実施している。

平成 29、30 年度実施の調査では「授業計画について」、「授業方法について」、「あなた自身の学習方法、態度について」、「総合評価について」「そう思う」から「そう思わない」まで、5 選択肢の数字を記入し、「授業の感想や意見」では自由記述としている。

また自由記述欄を充実させ、学生に授業の改善点、良かった点をより多く記述できるスペースを確保した。

授業評価・満足度調査実施割合

年 度	全科目数	実施科目数	対象科目における 調査実施の割合
平成29年度前期	22	22	100%
〃 後期	24	23	96%
平成30年度前期	48	45	94%
〃 後期	44	42	95%
令和元年度前期	50	42	84%

授業評価・満足度調査結果

年 度	学生評価と満足度	
	総合評価	満足度
平成29年度前期	4.3以上	80%以上
〃 後期	4.2以上	78%以上
平成30年度前期	4.0以上	71%以上
〃 後期	4.1以上	76%以上
令和元年度前期	4.3以上	85%以上

この調査の結果は教学課においてデータ処理・解析され、学長以下学科長、当該教員にフィードバックされている。各教員は、結果を基に今後の授業内容の改善をすることに務め、これらすべての内容を全教員の間で回覧するとともに、短期大学附属図書館にも配架することで、全学生にも公開している。

(b) FD 研修会

学外から有識者を招いて、少なくとも年2回以上、全教職員を対象に開催している。

今年度第1回は8月29日に開催した。神奈川大学特任教授の安彦忠彦氏を招いて「何のための教師か」という演題で全教職員参加した。また、第2回は12月10日に開催した。愛知東邦大学教授の上條憲二氏を招いて「大学におけるブランディングのあり方について」の研修にほぼ全員の教職員が研修を受けて、今後のユマニテク短期大学のブランド力向上のために、何をすべきかを学んだ。

学習成果を向上させるための関係部署との連携に関しては、教員は、学科会議で議論を重ねており、教員同士の情報交換によって学生一人一人の学習成果だけでなく出席状況や生活面・健康面での状況を共有している。また、本学は事務分掌により、全専任教員に教務委員会、学生支援委員会、図書学術委員会、入試広報委員会の各委員としての職務が課されている。そして多くの教員が複数の委員会に所属するため、各部会での話し合いの内容、決定事項、確認事項が有機的につながり合い、連携を密にしている。

b. 課題

専任教員の研究活動の内容が、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいているかを判断するための委員会組織や基準が定められていないため、すべての教員の研究業績が学科の教育課程編成方針と合致しているかどうかは把握できていない。

科学研究費補助金など外部資金獲得に関しては、年代の若い教員を中心に積極的に応募する動きが高まっているので、今後の応募件数と採択件数の増加を期待するところである。

FD研修会については、少なくとも年3回以上の開催を定期的の実現させることで、専任教員の質的向上、ひいては本学全体の教育の質の向上につなげることが可能になると思われる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

a. 現状

令和元年度5月1日現在の職員は総数10名いる。事務局長、事務局次長、庶務課2名（図書館司書兼務1名）、教学課（教務、学生支援兼ねる）3名、入試広報課3名、という構成である。小規模大学のため、それぞれが複数の課に属する業務を担当している。運営機構の委員会には、教員とともに職

員も配置されていて、教職員が一体となって全学的見地から業務を行う組織となっている。

ユマニテク短期大学管理運営組織及び事務分掌規程により、それぞれの組織の責任者と構成員を決め、教職員全員に配布し責任体制の明確化を図っている。本学園は専門学校が多く設置されているが、文部科学大臣所管の短期大学は初めてのことであり、国・県などの条例・規則等の研修を受ける機会が少ないこともあって、特別に専門性に優れているとは言い難い。それぞれが担当している事務事業について間違いがないように的確に取り組んでいるが、専門性を身につける必要があると考える。さらに、情報の共有化を図り個人の仕事から組織としての仕事に転換する必要があると考える。事務関係諸規程は「ユマニテク短期大学事務分掌規程」、「ユマニテク短期大学委員会設置規程」、「学校法人大橋学園文書管理規程」、「学校法人大橋学園稟議規程」、などの規程を整備している。

事務局は、図書館司書以外の 9 名が勤務しており、インターネットが使用できるパソコンは一人に 1 台貸与されており、プリンターを含む複合機や備品も整備されている。事務局内には学習成績等の入力をするためのパソコンコーナーを整備しており、別室には裁断機、保管用紙などが設置しており、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

さらに危機管理、防災対策の具体的な行動指針として「安全管理マニュアル」、「地震防災マニュアル」を整備して全学生を対象とした「避難訓練」に活用している。また学生全員分の飲料水の備蓄をしている。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。

b.課題

本学のような規模の小さな短期大学では、教職員数に限りがあり、一人が複数の組織の構成員となっているため、負担が大きくなっている。しかしながら、経営上経費の増加は極力抑えなければならぬため、小さな組織で大きな効果を発揮できる組織の在り方を検討していかなければならない。その中でも、専門的知識の取得や能力・資質の向上を図る努力を継続しなければならないが、このことによって、事務事業の進捗状況に停滞が生じないように注意する必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

a.現状

教職員の就業に関する規程としては、従来、「学校法人大橋学園就業規則」等を適用している。また、毎年 4 月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。また、主な規程を本学共有フォルダに設置し、教職

員が閲覧できるようにしている。

b.課題

年間行事の増加や学生増に伴って、教職員の業務量が増してきている状況にあり、その解消のため、情報の共有化を図り、事務分掌・業務内容の見直し及び効率化を促進していくことが必要である。さらに、教職員の意識の改革や士気の向上を図るため、研修制度の充実などの検討をする必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画>

教育研究活動については、教員の研究業績と学科の教育課程編成・実施方針が合致しているかのチェックを年に1回行うようにする。また、外部資金獲得増を目指し、教員からニーズのある科学研究費申請に関する研修会を開催する。

事務職員は総数 10 名で、業務分掌を決めてはいるが、少人数故どの部署の仕事も担う必要があり、業務は多岐にわたる。

今後は全教職員を対象に実施する学長面談を行い、教育方針を直接に伝えることに加え、教職員の業務に対する意見を学長が直接聞く機会を設けて、情報の共有、意思統一を図り、事務分掌・業務内容の見直しにつなげていきたい。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館を有している。
- (9) 図書館の蔵書数、学術雑誌数、A V 資料数及び座席数等が十分である。
 - ② 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

a.現状

本学キャンパスは、三重県四日市市南浜田町 4-21 の 1 か所のみである。校舎敷地は 1,485.95 m²、運動場用地 887.96 m²、用地合計 2,373.91 m²であり、校舎は 3,194.79 m²で、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策は、外部からの出入り口にスロープを設置し、エレベータを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、3 階に多目的トイレが設置してあり、車椅子が利用可能となっている。

授業等を行うための講義室 5 室、演習室 2 室、実験・実習室 1 室、情報処理室 1 室を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である。また、附属図書館は、面積 196.08 m²、蔵書数 7,500 冊余のほか雑誌、視聴覚資料 213 点、ビデオ再生機器などを蔵している。閲覧座席数は 62 席、ビデオ鑑賞席 3 席、図書検索用パソコン 3 台を設置している。また、図書の購入・廃棄は図書学術委員会で審議・決定している。なお、学生や教職員が希望する図書を購入できるよう毎年 2 回、希望図書の要望も受け入れている。運動施設は、507.60 m²の体育館及び多目的に使用可能な芝生の運動場を有している。

b.課題

校地、校舎面積とも短期大学基準は十分満たしているが、キャンパス全体が手狭であるため、施設の汎用性の向上等、現在の物的資源を効率的に運用することを検討する必要がある。また、機器・備品については、各学科の授業を行うにあたり必要とされるものは充足し更新もしているが、使用状況や必要性等を踏まえ、優先順位に基づく機器・備品の更新も重要な課題であるが学内の予算だけでは大幅な更新は見込めない。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資産運用規程、経理規程等、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

a.現状

施設設備については、「学校法人大橋学園経理規程」、「学校法人大橋学園資産運用規程」が整備されており、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「学校法人大橋学園防災管理規程」、「学校法人大橋学園危機管理規程」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練や学園全体での消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、防災

意識の向上に努めている。また、重大事故や犯罪などの危険に対しての対応については「学校法人大橋学園危機管理規定」を整備している。学生に対しては「学生ハンドブック」などを通じて、また教職員には 会議などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っており、実際に全学避難訓練や消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、想定できるあらゆる危機に対応できるよう努力している。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用している。記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。

省エネ対策については、環境保全の教育を実施するとともに、校内に「省エネルギーへの協力依頼」のステッカーを掲示し、夏季は 24 度以下に各教室で下げることができないよう集中管理を行っており、なお、照明の削減等を実施している。また、ゴミ箱の整備も実施し、廃棄物の分別回収を全学的に推進している。

b.課題

新耐震基準で建てられた建物ではあるが、建築後 30 年以上経過して配管・配線などの設備面での老朽化が進行している。特に防災設備については近い将来起こりうる大規模地震対策として早急な更新が必要となっている。

地球環境の保全のための節電・省エネも継続的に呼びかけていくと同時に施設設備の節電・省エネ化を推進することが重要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画>

施設設備、機器・備品の更新については、高校の校舎を改装した時点で、全学 LED 証明となっている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

a.現状

ICT 教育に 関わる施設・設備として 2 つの教室（図書室、キャリア支援室） を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。三教室 には、教員用パソコン 1 台、学生用パソコン 55 台があり、それらをフル活用して情報教育を実施している。OS（オペレーティングシステム）やアプリケーションソフトは、設置時の最新版を導入している。

学生には、情報処理のトレーニングとして、OA 機器操作の基礎から始め、それを使いこなす情報リテラシーを身につけさせ、併せて情報モラルや情報マナー、情報の重要性和危険性を理解させている。教員にもメール等の活用、視聴覚教育機器活用についてのセミナーを適宜実施している。

ICT 環境のハードウェアは定期的に更新しており、学生が社会に出た時のOA 環境にも対応できるようにしている。

学内 LAN の整備については、全学的に LAN が整備されており、ネット環境は学生にとっては快適であるといえる。

新しい情報技術の授業への活用は、講義のない休暇等の期間を利用して FD・SD 委員会が中心になって行う講習会で、随時に情報技術のスキルアップを図っている。

b.課題

各教室に設置してあるハードウェアはリース物件であり、4～5 年間のサイクルでの更新となるため、社会の ICT 環境の変化への対応が遅れがちになる。基本的な学内 LAN は整備されているが、大規模なネットワーク障害にも対応できるよう、専門の担当事務員が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画>

情報関連の実習室は 1 室あり、機器の入れ替え（リース）期間を重複しないようにして、4 年～5 年に一度は、部分的に最新の機器に更新されることとなる。

学内 LAN については、基本的なものは整備されているが、セキュリティを含めた ICT インフラ整備を計画していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

a.現状

(a) 資金収支の状況

学園全体において、平成 30 年度教育活動収入額は 680,108,285 円で、支出額は、701,667,575 円であったので、210,559,290 円の差額(マイナス)が生み出されている

このうち短期大学については、資金収支の支出が収入を上回っており、平成 30 年度は 123,649,458 円ほどの赤字になっている。

令和元年度の短期大学教育活動収支差額は 81,888,000 円となり、差額幅が 4,000 万円ほど少なくなっている。

(b) 定員充足率

短期大学の学生数の推移を見てみると、開学年度は 31 名(100 名定員)であり、2 年目は 55 名となり、令和元年度は 63 名となり、徐々に増加はしているものの、定員には達していない。学生募集の厳しさをみることとなっている。

b.課題

幼児保育学科の定員は上述のとおり、収容定員で考えると 5 割を少し上回っている程度で、学生納付金以外の外部資金獲得を検討する必要がある、平成 29 年度は教員免許状更新講習事業を開設し 200 万円ほどの事業を展開した。また平成 30 年度の教員免許状更新講習については定員を上げると共に夏季も実施し 450 万円ほどの収入となった。尚、平成 30 年度は県委託事業を勝ち取り約 500 万円の外部資金を獲得した。

平成 30 年度と同様に令和元年度は教員免許状更新講習（夏期 80 名、冬期 80 名）で 500 万円ほどの外部資金獲得、県委託事業で 500 万円ほどの外部資金獲得を成し遂げた。

しかしながら人件費比率がこの 2 年間は非常に高く、定員充足が最大の課題である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体に適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

a.現状

開学してからは、情報の収集、分析を行い、学内外に情報の提供をしており、危機意識の共有につなげていきたい。

理事会において議決された議事、案件等の情報を教授会において報告をすることにより、情報の共有化が図られるので今後は実施していきたいと考えている。また、予算策定時において、重要事項については各委員会において適宜意見聴取を行っている。

外部資金の獲得については、令和元年度から国の補助金申請が可能となるので、積極的に活用すべくチャレンジを試みる。また、補助金以外の外部資金獲得に向けた検討も随時行っていく。

b.課題

今後、事業活動収入の中で収支の均衡を図っていくことを目標とするが、まずは学生募集をいかにに行い、収容定員に近づけていくかが大きな大事な課題である。

主な財源となる学生納付金等だけでは十分とは言えないので、国の補助金等の外部資金の獲得も含めて今後年次計画により予算化をし、確実に獲得することを目標とする。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画>

全般的な経費の見直しや定員充足を維持できるよう、本学の魅力を高め、学生募集につながるよう努力していくことに加え、補助金や寄付金等の外部資金も獲得できる体制を整えていきたい。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画>

人的資源においては、少ない教職員で運営を強いられているので、個々の教職員の能力をレベルアップするとともに、相互協力を今以上に図る必要がある。そのためには、お互いの仕事を理解するための職場内研修等の開催を検討していきたい。また、専任教員については、外部から講師を招いて授業方法の研修も実施しているが、絶対数に余裕のない現状なので、研修・研究に十分な時間が取れていない。今後は、絶対数の増を計画的に図ることも視野に入れていくが、人件費比率が高いことも念頭に置く必要があり、現状の教員数でいかに効率よく運営をしていくかを優先的に考えていかなければならない。

事務職員についても、一人がいくつもの係を兼任しており、個々の職員の能力向上は必要であるため、日本私立短期大学協会が開催する事務職員研修会に積極的に参加し、個々のスキルを高めなければ

ばならない。

物的資源においては、校地も校舎も十分基準は満たしており、短大設置時に大規模回収もしているが、校舎自体の築年数は 30 年を超えており、校舎内部の配管設備や、壁面の老朽化は防ぎようがなく、年度計画を策定して改修を実施していきたい。また、備品や OA 機器等も耐用年数を勘案して優先順位を決め順次更新を図っていきたい。

財的資源については、経営基盤の安定化を図るため、収入の確保が重要な要素である。学納金等に加え、外部資金も獲得して施設設備、機器・備品の更新を行う。

10 周年を目指し、学長のリーダーシップのもと、将来構想会議を中心となって、掲げた将来像に向かって、全教職員が丸となって経営改善に取り組み、経営基盤の安定化を目指していきたい。

＜基準Ⅲについての特記事項＞

なし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

＜基準Ⅳの自己点検・評価の概要＞

理事長はガバナンスの重要性を説き、権限と責任の所在を明確にし、学園の経営にあたっている。理事会・評議員会は寄附行為に基づき、理事長の招集により開催され、活発な議論や提言がなされている。理事会・評議員会の議事内容は、理事である学長から教授会において報告され、教職員に周知されている。

学長は教育効果の向上とそのための教育方法の改善を課題とし、毎回の授業における「リフレクションシート」及び「学生による授業評価アンケート」により、学習成果の可視化による明瞭化の向上に努めている。

教授会は、ユマニテク短期大学学則第 47 条及びユマニテク短期大学教授会規程に基づき教育上必要と思われる事項について審議し、教員間の認識を共有している。

監事による監査業務は適切に行われている。理事会・評議員会では経営課題や大学教育・幼稚園教育・保育に対する提言や議論が活発に行われている。このような機会をさらに確保し、理事・評議員の提言やアドバイスを大学運営に生かしていく場を検討したい。

平成 29 年度に開学以来、理事長、学長のリーダーシップのもとに月例の運営委員会後に適宜、将来構想懇談会が開催されており、本学の 5 年後 10 年後の姿について議論し、将来的な構想をプランニングしている。懇談会では、大学の中長期計画と 3 年間のアクションプランを策定し、事務分掌の改変や教学面の改革、新学科設置など、大学教育の根幹に関わる事柄について議論を深めている。その成果として、令和 4 年度には新たな学科再編等を行うべく、具体的な行動計画が策定されている。

理事長と学長をはじめとする本学教職員はこれらの取組について、絶えず、情報共有をし、教職協働を合言葉に本学が一体となって、大学のさらなる発展に向けて取り組んでいる。

今後は、行動計画の進捗状況を点検し修正を加えながら、理事長および学長のリーダーシップのもとに教職員の力が最大限に発揮されるような仕組み作りを積極的に行っていきたい。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
 - ⑦ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

a.現状

学校法人大橋学園は昭和 21 年に四日市市塩浜において先代の大橋薫・美智により、「塩浜文化服装学院」として創設されたのが学園の起源である。創立者大橋薫・美智は大橋正行現理事長の両親である。以来、昭和 50 年学校法人みえ大橋学園（2017 年 4 月名称変更）理事長就任。ファッション、調理製菓をはじめ、商業実務・看護・介護福祉・医療の専門学校を設置、平成 14 年には愛知県にも活躍の場を広げ、同年学校法人大橋学園（旧：学校法人精和学園）理事長に就任。平成 29 年ユマニテク短期大学学長就任。平成 31 年 3 月に理事長職専任となり、ユマニテク短期大学学長は辞任した。

学校法人みえ大橋学園の建学の精神 「地域の女性の社会的自立のための職業専門教育」を継承し、その後の設置学科の広がりを受け、現在、「地域を支える次世代を社会に送り出す」ことを建学の精神として掲げている。専門技術の習得はもちろん、思いやりの気持ちや、人と人とのコミュニケーションの大切さを学ぶことを重視することで、ひとりひとりの豊かな個性を最大限に引き出し、地域社会で貢献できる人材育成すること、すなわち、「豊かな人間性と確かな技術」の習得を教育理念とし、

「ユマニテク」という言葉を使用している。理事長はこの教育理念を具現化するために本学を設立し、教職員全員に教育理念を徹底して説いている。その中には、次のような視点もある。

Society 5.0 といわれる社会が想定されている現在、ICT、IoT などのデジタル革新により「社会のありよう」を変え、社会が抱える様々な課題を解決していこうとしている中で、本学の教育理念は「豊かな人間性」という視点からもますます重要な資質・能力になる。単に「地域を支える人材」というのではなく、グローバルな社会認識に立ちながらも、自分の立つ地域に貢献していこうとする「グローバル」な人材こそ、本学の目指すところである。それは、またグローバルな課題解決という観点から、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」と絡めて、「Society 5.0 for SDGs」とも通底する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。平成 17 年度の私立学校法の改正に伴い学校法人のガバナンス機能の強化に努め、諸規程の整備に積極的に取り組んでいる。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は寄附行為第 11 条の通り、外部組織である財務に精通した方から推薦された者 1 名、この法人の設置する学校の校長のうち理事会において選任された者 2 名、評議員の互選によって定められた者 1 名、学識経験者のうちから前各号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者 3 名で構成されている。理事長は理事会から推薦された者より選出されている。さらに、同法第 9 条により、理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この学校法人を代表しないと定められている。以上のとおり理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

決算案及び事業報告は、毎会計年度終了後 2 か月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経て評議員会に報告し、諮問している。

理事会の会議は、寄附行為に基づいて開催運営している。理事長は理事の職務の執行を監督し、理事会は随時理事長が召集する。また、理事長は理事総数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月、5 月、12 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めのある場合を除き、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席をしなければ、会議を開き、議決することができない。また、理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法等の法改正に対して迅速に対応を図っている。また、毎月の運営委員会後に適宜、開催されている理事長を中心とした懇談会では法人本部長・学長・学科長・事務局長は、日常の業務運営における意思決定以前の情報共有を行い、理事長のリーダーシップとガバナンスを発揮するためには重要な場となっている。ここでは学生の生活状態、教職員の動きなど、速やかに理事長へ報告することにより、連携を密にすることを常に心がけている。

本学内の法人本部において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、大橋学園財務書類等閲覧規程により財産目録、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧を可能としている。なお、これらの書類は本学ホームページにおいて公開している。

以上のとおり理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い、同時にホームページにより財務情報を公開している。

b.課題

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、経営課題や大学教育に対して積極的かつ真剣な議論が行われているが、緊急の対応が必要な場合の理事会の持ち方について今後検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画 >

理事会において緊急の対応が必要な場合及び日常の業務運営における意思決定を迅速かつ効果的に行うために、現在、行われている運営委員会後の理事長懇談会を毎月1回開催していく。メンバーとなる理事長、学校法人本部長に加え、議題の内容に応じ、常勤の理事以外の理事や、学科長及び事務長等を出席させることができることを予定している。

提出資料

26. 寄附行為

備付資料

45. 理事長の履歴書

46. 学校法人実態調査表（写し）〔平成29年度～令和元年度〕

47. 理事会議事録〔平成29年度～令和元年度〕

48. ユマニテク短期大学諸規程集

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

（１）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

② 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

（２）学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催している。

③ 教授会の議事録を整備している。

④ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

a.現状

学長は、リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、ユマニテク短期大学学長選考規程に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任されている。

学長は、ユマニテク短期大学学則・ユマニテク短期大学教授会規程に基づいて教授会を開催し、短期大学の教育推進上の審議機関として適切に運営している。

平成 29 年度に学長のリーダーシップのもとに月例の運営委員会後に適宜、将来構想懇談会が開催されており、本学の 5 年後 10 年後の姿について議論し、将来的な構想をプランニングしていることは先に記したとおりである。懇談会では、大学の中長期計画と 3 年間のアクションプランを策定し、事務分掌の改変や教学面の改革、新学科設置など、大学教育の根幹に関わる事柄について議論を深めている。その成果として、令和 4 年度には新たな学科再編等に向けて、具体的な行動計画が策定されている。

教授会は、ユマニテク短期大学教授会規程に基づき開催している。教授会の議事録は、これを整備し保存している。また、教授会は、学習成果、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに対する認識を有している。さらに、学長は、FD・図書学術委員会、学生支援委員会、教務委員会、キャリア支援委員会、入試委員会など、教育上の委員会を委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している。

b.課題

複雑化し、また、予測不可能な社会において、学長はリーダーシップの発揮がさらに重要になっている。本学の教育の質をより高めていくために、人材育成と組織開発が不可欠である。近年、社会的な問題となっているパワーハラスメントにおいて、適切で迅速な対応が不可欠であるが、教職員に対する意識啓発が遅れている。全国の企業内におけるハラスメントは増加傾向にあり、令和元年度の民事上の個別労働紛争の相談件数で「いじめ・嫌がらせ」は 7 万 2,000 件を超え、6 年連続で最多である。このような社会において、ハラスメントが放置され続けられているような状況があれば、健全な職場環境を維持することが難しく、労働生産性は低下し、有能な人材を失うことになりかねない。本学においてもハラスメント対策は、組織管理や安心安全の組織構築という観点からも、きわめて重要である。相互尊敬、相互信頼に基づいた、組織を目指して、さらに大胆に改革に取り組んでいく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画>

これまで、理事長が学長を兼任していたが、平成 31 年度からは、副学長が学長に昇任した。さらに学長としてのリーダーシップを発揮し、組織改革や教育研究活動の推進を図る計画である。また、それらの基盤となる「ユマニテク短期大学ブランド」を創出するために教職員との意見交流を行い、明文化していく計画である。

また、教授会での決定事項や報告事項が、教授会の構成メンバー以外（助手、職員）にも正しく迅

速に伝えられることも重要である。その施策として議事録を共有フォルダに保存することはもちろん、議事録本体を事務センターに置き、誰でも閲覧できるようにしているとともに、職員には、連絡会を毎週月曜日に全職員対象に開催し、教授会の内容を口頭で事務局長が伝達している。

備付資料

49. 学長の個人調書

50. 教授会議事録 [平成 29 年度～令和元年度]

51. 委員会等の議事録 [平成 29 年度～令和元年度]

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

a. 現 状

監事は、寄附行為第 16 条(監事の職務)に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会・評議員会には毎度出席して意見を述べている。また、公認会計士と監事との質疑応答、意見交換を行う場を設け監査機能の充実・強化を図っている。

b. 課 題

監事は非常勤であるので、日常的に業務を遂行することは厳しく、年数回しか意見を聞くことができない状況である。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

a. 現 状

本学園の評議員会は、大橋学園寄附行為第 21 条から第 27 条に規定され、それに基づき適切に開催されている。評議員数は、第 21 条に 13 人以上 17 人以内と規定され、第 25 条において評議員の選任が規定されている。現在、評議員会は 15 名で構成されており、理事 7 人の 2 倍以上の人数となっている。

b. 課題

評議員会は、寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営されているが、年数回しか意見を聞くことができない状況である。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納 簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

a. 現状

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定の上、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示をしている。

年度予算は適正に執行し、日常的な出納業務を円滑に実施の上、経理責任者を経て理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財産状況を適正に表示しており、公認会計士の監査に対しても適切に処理できている。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。財務情報については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

b. 課題

今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変厳しいものになると予測されるので理事長懇談会など一層の意見交換、意思統一が重要となってくる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画>

監事は、適宜、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しており、評議員は、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で行う理事会の経営判断について、常任理事会が中心となり、監

事及び評議員より一層活発なご意見をいただき、意思統一も図り、必要に応じて理事以外からも理事会等で意見を聞く機会を増やしながら運営できるよう、体制を整えていきたい。

備付資料

52. 監事の監査状況 [平成 29 年度～令和元年度]

53. 評議員会議事録 [平成 29 年度～令和元年度]

< 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画 >

学長の方針及び大学の目標が全教職員へ迅速に周知徹底されるため、教職員と個人面談 を行い、お互いに理解を深める機会を増やし、教職員の意見を徴収し、さらなる改善に向けた組織作りを目指す。

理事、監事、評議員に対しては、現状を伝える機会を増やし、理解を深めていただき活発な意見が交わされるよう努力していきたい。

大学経営は 18 歳人口の減少とともに厳しい局面に立たされると考えられ、世界情勢の不 安定化で日本経済の先行きも不透明な時代になりつつある。また、景気の動向とともに時代のニーズも変遷する中で、将来的な大学の在り方を考え、安定した経営を行うことが非 常に困難な状況になることが予測されるが、学長裁量経費を活用し、学外の優れた取組に 触れる機会を増やし、研修会への参加を促し、意識改革あるいは意志の統一を図り、どんな状況にも対応できる組織を目指していきたい。

< 基準Ⅳについての特記事項 >

なし